

平成 2 7 年

国見町議会会議録

第 3 回 定例会

平成 27 年 6 月 23 日開会

平成 27 年 7 月 3 日閉会

国 見 町 議 会

平成27年第3回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月23日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
臨時議長の紹介	5
臨時議長の挨拶	5
開会の宣告	5
開議の宣告	5
諸般の報告	5
仮議席の指定	5
選挙第2号 議長選挙	6
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
町長挨拶	8
選挙第3号 副議長選挙	8
常任委員の選任について	10
常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について	11
議会運営委員の選任について	11
議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について	11
議会運営委員会の所掌事務調査について	11
選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙	12
選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙	12
選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙	12
選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙	12
散会の宣告	13

第2号(6月24日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
遅参及び早退議員	16
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	16
本会議に出席した事務局職員	16
開議の宣告	17
諸般の報告	17
請願・陳情の委員会付託	17
議案の上程(報告第5号～第12号、承認第1号、議案第44号～第52号)	17
町長提案理由の説明	18
散会の宣告	23

第3号(6月26日)

議事日程	25
出席議員	27
欠席議員	27
遅参及び早退議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	27
本会議に出席した事務局職員	27
開議の宣告	28
諸般の報告	28
報告第5号 専決処分の報告について	28
報告第6号 専決処分の報告について	28
報告第7号 繰越明許費の報告について	28
報告第8号 繰越明許費の報告について	29
報告第9号 繰越明許費の報告について	29
報告第10号 繰越明許費の報告について	29
報告第11号 事故繰越しの報告について	29
報告第12号 町が出資している法人の経営状況について	30
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	30
議案第44号 国見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	30

議案第 4 5 号	国見町営住宅条例の一部を改正する条例	31
議案第 4 6 号	国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第 4 7 号	東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第 4 8 号	国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
議案第 4 9 号	国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	33
議案第 5 0 号	平成 2 7 年度国見町一般会計補正予算（第 1 号）	34
議案第 5 1 号	平成 2 7 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	37
議案第 5 2 号	平成 2 7 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	37
常任委員長報告		
陳情第 1 号	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書	39
陳情第 2 号	「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対する意見書提出を求める陳情書	39
陳情第 3 号	「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案の廃案を求める意見書提出についての陳情	39
陳情第 4 号	「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案のすみやかな廃案を求める意見書提出についての陳情	39
陳情第 5 号	安全保障関連 2 法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書に関する陳情	39
陳情第 6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	39
追加日程の議決		
議案の上程（議案第 5 3 号、同意第 4 号、諮問第 1 号、諮問第 2 号）		
町長提案理由の説明		
議案第 5 3 号	工事請負契約について	43
同意第 4 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	43
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	44
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	44
発議第 3 号	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書	44
発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	45
議員の派遣について		
常任委員会の所管事務調査について		
散会の宣告		

第4号（7月3日）

議事日程	47
出席議員	48
欠席議員	48
遅参及び早退議員	48
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	48
本会議に出席した事務局職員	48
開議の宣告	49
感謝状伝達	49
一般質問	49
5番 佐藤定男君	49
①国見小学校スクールバスの運行方法について	
3番 井砂善榮君	53
①東北本線列車運行増発と運行時間帯の圧縮について	
②光明寺地区の県営ほ場整備促進事業参画方について	
10番 阿部泰藏君	58
①町歴史的風致維持向上計画について	
8番 松浦常雄君	68
①「道の駅国見」の進捗状況について	
6番 村上正勝君	73
①県北流域下水道施設について	
②人口の減少化、高齢化、少子化について	
③国見町の観光について	
7番 渡辺勝弘君	79
①当町における、将来の人口増の方策について	
②福祉施設の充実について	
11番 浅野富男君	87
①小中一貫校について	
②公共施設の除染汚泥について	
町長挨拶	92
閉議及び閉会の宣告	93

国見町告示第16号

平成27年第3回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月16日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成27年6月23日

2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 東海林一樹君	12番 浅野富男君
13番 志村良男君	14番 八島博正君	

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成27年第3回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月23日（火曜日）午前10時開議

（臨時議長編成分）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第 2号 議長選挙

（議長編成分）

- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期決定
- 第 6 町長挨拶
- 第 7 選挙第3号 副議長選挙
- 第 8 常任委員の選任について
- 第 9 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第10 議会運営委員の選任について
- 第11 議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第12 議会運営委員会の所掌事務調査について
- 第13 選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙
- 第14 選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙
- 第15 選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙
- 第16 選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 東海林一樹君	12番 浅野富男君
13番 志村良男君	14番 八島博正君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会 計 課 長	菊地富子君
総 務 課 長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税 務 課 長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員 事 務 局 長	佐藤克成君
まちづくり 交 流 課 長	引地 真君	建 設 課 長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課 長	蓬田英右君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書	記	安藤充輝君	
書	記	佐藤智昭君	書	記	横山裕子君

◇臨時議長の紹介

議会事務局長（羽根田孝司君） 事務局長の羽根田です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を負うということになっております。ただいまの出席議員中、八島博正議員が年長議員でございます。ここに八島博正議員をご紹介します。

◇ ◇ ◇

◇臨時議長の挨拶

臨時議長（八島博正君） ただいま紹介されました八島博正です。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

◇ ◇ ◇

◇開会の宣告

臨時議長（八島博正君） 開会の宣言をいたします。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

臨時議長（八島博正君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

臨時議長（八島博正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇仮議席の指定

臨時議長（八島博正君） 日程第1、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

臨時議長（八島博正君） 申し上げます。

次の日程に入ります前に、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集願ひたいと思います。全員協議会の場において、正副議長を志願する議員の所信表明を行います。

傍聴席の皆さんに申し上げます。傍聴については自由といたします。

それでは、休憩いたします。

(午前10時03分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

臨時議長（八島博正君） それでは、会議を再開いたします。

（午前10時14分）

◇

◇

◇

◇選挙第2号 議長選挙

臨時議長（八島博正君） 日程第2、選挙第2号「議長選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

臨時議長（八島博正君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、選挙立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤定男君及び村上正勝君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。また、白紙は無効といたします。

（投票用紙配付）

臨時議長（八島博正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（八島博正君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検 異状なし）

臨時議長（八島博正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。

点呼をお願いいたします。

（事務局長の点呼により順次投票）

臨時議長（八島博正君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（八島博正君） なしと認めます。

投票を終了いたします。

（投票完了）

臨時議長（八島博正君） 開票を行います。

佐藤定男君及び村上正勝君、開票の立ち会いをお願いします。前をお願いします。

（開票）

臨時議長（八島博正君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票のうち東海林一樹君6票、八島博正5票、白票1票、以

上であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。東海林一樹君が議長に当選しました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(八島博正君) 議場の閉鎖を解きました。

ただいま議長に当選されました東海林一樹君が議長におられます。

議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

東海林一樹君の発言を許します。その場で結構です。

議長(東海林一樹君) 一言ご挨拶申し上げます。

このたび、議長に選んでいただきましてまことにありがとうございます。誠心誠意、町のため頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

臨時議長(八島博正君) これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力まことにありがとうございます。

議会事務局長(羽根田孝司君) それでは改めまして、新たに議長に当選されました東海林一樹議長、議長席にお着きをお願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇議席の指定

議長(東海林一樹君) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手許に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長(東海林一樹君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番松浦和子君、2番村上 一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長(東海林一樹君) 日程第5、会期決定の件を議題といたします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から7月3日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から7月3日までの11日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育委員長、代表監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 日程第6、町長から、議会招集につき、挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

町長（太田久雄君） 本日ここに、平成27年第3回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、激戦の国見町議会議員選挙にご当選されまして、町議会議員としての荣誉に輝かれましたことに対しまして、謹んでお喜びを申し上げますとともに、ご健康に十分ご留意されまして、町政進展のためにご活躍されますことを心よりお祈りを申し上げます。

また、東日本大震災から4年3カ月が過ぎ、役場庁舎が防災の拠点、復興のシンボルとしての完成を見たところでありますが、本日ここに、新しい議場において初めての議会が招集できましたこと、これひとえに国・県はじめ関係機関の皆様のご支援の賜物であり、このことを真摯に受けとめながら、町民並びに皆様方とともに喜びを申し上げるものでございます。

さて、私は町長就任以来、「復興・絆・国見の未来をみんなで作っていきましょう！」をスローガンに、「国見町の維持とさらなる発展」、「町民主役の町政の実現」、「国・県、市町村、関係機関などへの提言や連携」の3つの政治理念・姿勢のもとに、5つの目標でございます「東日本大震災からの早急な復旧・復興」「安全安心な町政の実現」「活力ある町政の実現」「思いやりのある町政の実現」「国見町の継続的な維持発展」に向けて町政を進めてきたところでございます。引き続き、東日本大震災や原発事故からの復旧・復興事業、安全安心に直結する事業を最優先に取り組みますとともに、国見町の魅力や情報を町内外に積極的に発信しながら、道の駅を核とした小売施設の整備、歴史まちづくり計画の推進、地方創生に向けた取り組みなど、復興再生事業の推進を図り、元気・活力あるまちづくりに努めてまいり所存でございます。引き続き、議会の皆様方とともに、町と議会それぞれの立場で議論を十分尽くしながら、ともに歩んでまいりたいと考えておるところでございます。

終わりに、今後の皆様方のご活躍、ご健勝を心からご祈念申し上げまして、招集にあたり、ご挨拶とさせていただきます。皆様方、まことにおめでとうございました。



◇選挙第3号 副議長選挙

議長（東海林一樹君） 日程第7、選挙第3号「副議長選挙」を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

議長（東海林一樹君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番渡辺勝弘君及び8番松浦常

雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。また、白紙は無効といたします。

(投票用紙配付)

議長(東海林一樹君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検 異状なし)

議長(東海林一樹君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長の点呼により順次投票)

議長(東海林一樹君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票完了)

議長(東海林一樹君) 開票を行います。

7番渡辺勝弘君及び8番松浦常雄君、開票の立ち会いをお願いします。前に出てきてください。

(開票)

議長(東海林一樹君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票10票、無効投票2票、有効投票のうち志村良男君9票、浅野富男君1票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、志村良男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(東海林一樹君) ただいま副議長に当選されました志村良男君が議場におられます。

議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

志村良男君の発言を許します。12番。

副議長(志村良男君) 一言挨拶を申し上げます。ただいま議長よりご指名をいただきましたのでご挨拶申し上げます。

ただいまは、多数の皆さんのご支持によりまして副議長を拝承いたしました。私は

もとより浅学非才の身であります。前期、副議長として培った経験を糧に、これからも与えられた期間、町民のために、国見町議会副議長としての責務を果たしてまいりたいと思います。これからも皆さんの変わらぬご指導を賜りますようお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） ここで暫時休憩いたします。全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。

（午前10時52分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時11分）

◇ ◇ ◇

◇常任委員の選任について

議長（東海林一樹君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手許に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手許に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

申し上げます。

次の日程に入ります前に、各常任委員会の常任委員長並びに副委員長の互選があります。そのために、委員会は委員会条例第7条第1項の規定により、議長において招集いたします。

お手許に配付の日程により休憩中に会議を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） それでは、暫時休憩をいたします。

（午前11時12分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時31分）

◇ ◇ ◇

◇常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第9、常任委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。

総務文教常任委員長に松浦常雄君、同副委員長に浅野富男君。
産業建設常任委員長に阿部泰藏君、同副委員長に渡辺勝弘君。
広報常任委員長に渡辺勝弘君、同副委員長に佐藤定男君。
以上のおおりに互選されましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 暫時休憩いたします。なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集願います。

（午前11時32分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） それでは、再開いたします。

（午前11時43分）

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員の選任について

議長（東海林一樹君） 日程第10、議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の2の規定により、八島博正君、阿部泰藏君、松浦常雄君、佐藤定男君、浅野富男君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、八島博正君、阿部泰藏君、松浦常雄君、佐藤定男君、浅野富男君を選任することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第11、議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。

議会運営委員長に八島博正君、同副委員長に阿部泰藏君。
以上のおおりに互選されましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員会の所掌事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議会運営委員会の所掌事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 暫時休憩いたします。

全員協議会を開きますので、委員会室にご参集願います。

(午前11時45分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時54分)

◇ ◇ ◇

◇選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙

◇選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙

◇選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙

◇選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙

議長(東海林一樹君) 日程第13、選挙第4号から日程第16、選挙第7号までは一部事務組合議会議員の選挙であります。

この際、これを一括議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第16までを一括議題といたします。

それぞれ一部事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

それぞれ一部事務組合議会議員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。最初に、公立藤田病院組合議会議員に阿部泰藏君、松浦常雄君、志村良男君、佐藤定男君、井砂善榮君、東海林一樹、以上6名の諸君を指名いたします。

次に、伊達地方衛生処理組合議会議員に八島博正君、浅野富男君の2名を指名いたします。

次に、伊達地方消防組合議会議員に渡辺勝弘君、村上正勝君の2名を指名いたします。

次に、福島地方水道用水供給企業団議会議員に東海林一樹を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君をそれぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、それぞれ一部事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後1時より委員会室において議会運営委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

あす24日は、10時より本会議を開きます。

これをもって本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時58分)

第 2 目

平成27年第3回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年6月24日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 陳情の付託
- 陳情第 1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書
 - 陳情第 2号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対する意見書提出を求める陳情書
 - 陳情第 3号 「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案の廃案を求める意見書提出についての陳情
 - 陳情第 4号 「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案のすみやかな廃案を求める意見書提出についての陳情
 - 陳情第 5号 安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書に関する陳情
 - 陳情第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 2 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 7号 繰越明許費の報告について
- 第 5 報告第 8号 繰越明許費の報告について
- 第 6 報告第 9号 繰越明許費の報告について
- 第 7 報告第 10号 繰越明許費の報告について
- 第 8 報告第 11号 事故繰越しの報告について
- 第 9 報告第 12号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 10 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 11 議案第 44号 国見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 第 12 議案第 45号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 46号 国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 47号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 48号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 49号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 50号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第 18 議案第 51号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 19 議案第 52号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告いたさせます。事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 議会関係についてご報告申し上げます。

平成27年第2回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりでございます。

また、第2回議会定例会で可決いたしました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月23日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり、報告8件、承認1件、議案9件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情6件であります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

なお、一部事務組合議会関係の報告は、資料配付となりますので、ご了承願います。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇請願・陳情の委員会付託

議長（東海林一樹君） 日程第1、本日までに受理した請願・陳情は、陳情6件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第5号～第12号、承認第1号、議案第44号～第52号）

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第5号から日程第19、議案第52号までの報告8件及び承認1件並びに議案9件を一括上程いたします。

なお、この18件については、本日提案理由の説明を受け、26日に議案説明、質疑・採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） それでは、本定例会にご提案申し上げております各議案について、ご説明を申し上げます。

今回は、専決処分の報告などの報告が8件、専決処分の承認を求めることについての承認が1件、条例制定などの一般議案が6件、平成27年度一般会計補正予算ほか2件の特別会計補正予算などの予算審議が3件、計18件の当面する緊急かつ重要な議案をご提出申し上げます。

まず、各議案の説明に先立ちまして、平成27年3月第2回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

まず、「東日本大震災の早急な復旧・復興」についてでございます。

最初に、除染対策について申し上げます。住宅、宅地の除染につきましては、これまでに除染作業が終了した戸数は、6月22日現在、2,741戸であります。今年度実施分の約330戸につきましても、既に発注するとともに、仮置き場につきましても藤田地内に1カ所を確保し、全体で11カ所を確保したところでございます。このほか、道路除染につきましては221路線、約72.8キロメートルを発注したところでございます。

次に、原発事故に伴う町民の皆様の健康管理事業について申し上げます。

まず、ホールボディカウンターによる内部被曝検査でございますが、既に中学生の検査を終了し、今週から国見小学校の児童の検査を実施してございます。来月からは4歳児未満と保護者、幼稚園児や高校生を対象に検査を実施するとともに、希望される町民の皆様の検査もあわせて実施する予定といたしてございます。

次に、いわゆるガラスバジによる外部被曝量の測定についてでございますが、対象者は昨年同様、中学生以下の児童・生徒全員及びそのほかの一般町民の皆様の希望者を対象といたしまして、8月から3カ月間の期間で実施する準備を進めているところでございます。

次に、県北浄化センターの仮設汚泥乾燥施設について申し上げます。

この施設は、本年の4月21日に運転開始式が行われ、6月1日から乾燥汚泥の飯舘村蕨平地区への搬出が始まり、平成29年3月末までに全量搬出する予定となっております。

次に、放射性物質吸収抑制対策について申し上げます。

まず、平成27年産米につきましては、3月下旬から実施体制を整え、約450ヘクタールの水田で実施いたしましたところでございます。

また、大豆につきましては、作付予定の約24ヘクタールの圃場について、同意書の取りまとめを行っているところでございます。

更に、ソバについても7月中旬からの同意書の取りまとめを準備しているところでございます。

次に、最盛期を迎えるモモの直販による風評被害対策、地域観光交流について申し上げます。今夏は、これまでの北海道、東京、岐阜に加え、新たに関西圏でも行うこととし、現在調整を行っておるところでございます。

次に、役場新庁舎の落成式、合併60周年記念式典について申し上げます。

一昨年9月に着工し、今年3月20日に引き渡しを受けました役場新庁舎につきましては、連休中の引っ越し作業の後、5月7日に開庁式を行ったところでございます。また、5月9日には新庁舎建設にあたり、国や県の支援を受けたことから、福島復興局、福島県など関係機関をはじめ、地元選出の国会議員、県議員などの来賓や設計・施工業者、町関係機関、団体の皆様のご出席をいただき、新庁舎の落成式を祝いますとともに、引き続き福島県知事ほか関係機関の皆様のご出席をいただき、国見町合併60周年記念式典祝賀会を開催いたしたところでございます。

次に、文化センターの復旧について申し上げます。

震災による文化センターホールの被災状況につきましては、観覧席後部付近の支柱にゆがみと損傷があったものの、修復可能との調査結果が報告されたため、災害復旧事業の進め、早期にホールの復旧を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

まず、空き家・空き地対策について申し上げます。

空き家対策特別措置法の施行を受け、空き家対策計画及び条例の制定に向けた検討委員会を設置したところでございます。今後、空き家対策と空き地の活用促進を図るため、計画作りを行う予定といたしておるところでございます。

次に、防災啓発についてでございます。

今回の国見町地域防災計画の改正を踏まえて作成をいたしました「国見町防災の手引き」及び「災害と自助」の冊子について、全世帯に配布し周知を図ったところでございます。

次に、交通死亡事故ゼロ4,000日について申し上げます。

国見町では、平成27年6月1日午前零時をもって交通死亡事故ゼロ4,000日を達成し、福島県交通対策協議会長の福島県知事より表彰を受け、6月3日に伝達が行われたところでございます。

続きまして、「活力ある町政の実現」について申し上げます。

まず、道の駅を核としました交流の場の設置にかかる造成工事について申し上げます。

6月8日から国土交通省管轄工事の残土の搬入を開始しておりまして、10月の完了に向けて順調に進んでいるところでございます。建築工事につきましては、建築確認の手続に入るところであり、完了し次第、発注に向けての手続を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、道の駅を核とした交流の場のソフト事業について申し上げます。

この施設の管理運営を委託する国見まちづくり株式会社につきましては、3月26日付で登記を完了したところでございます。道の駅出荷組合につきましても3月に設立総会を開催し、現在160名を超える組合員が参加をいたしており、7月から12月までの間、くにみ市場を12回開催することが決定されているところでございます。

なお、第1回目のくにみ市場は、7月4日午前9時から午後2時まで、上野台運動公園グリーンアリーナ923の駐車場で開催する予定といたしてございます。

次に、国見町内をはじめ県北一円において影響が懸念されるモモのせん孔細菌病について、対応について申し上げます。

町では、せん孔細菌病の対応について、関係機関と連携しているほか、防除及び改植に対する補助を昨年に引き続き実施するほか、6月10日に自民党の福島県議団一行が国見町を訪問した際に、せん孔細菌病の抜本的対策と来年度以降の果樹改植事業に対する財政措置を継続するよう、要望を行ったところでございます。

次に、まちづくり推進事業について申し上げます。

本年度のまちづくり事業の概要につきましては、5月に開催のまちづくり推進協議会においてご了承をいただき、特に本年は60周年記念事業として20回目の開催となる義経まつりを元気・活力事業のメイン事業として考えておるところでございます。

なお、本年は、秋の連休との関係や20回目の節目もございまして、9月20日に開催することとしたところでございます。

次に、国見町の観光事業について申し上げます。

本年4月から6月にかけて、福島県全域を対象として開催されておりますふくしまデスティネーションキャンペーン事業は、国見町も参加をいたしまして、国見型の観光事業として展開をいたしてきたところでございます。

また、国見町商工会と連携して開催をいたしました桜のライトアップ事業、農業市、また、新規事業としてスマートフォンを活用したARで巡る義経ふたり旅、ご集印帳を携えて町内をめぐるとご集印めぐり、そして町内の女性や農家青年と体験交流をするくにみしゅらんの実施に取り組んだところでございます。

次に、「思いやりのある町政の実現」についてでございます。

まず、旧小坂小学校と旧大木戸小学校の活用についてご報告を申し上げます。

昨年度より改修を進めてまいりました旧小坂小学校につきましては、国見町小坂くらし館として4月12日にオープンをいたしたところでございます。運営につきましては、小坂地区で設置の運営委員会に委託することといたしてございます。

なお、旧大木戸小学校につきましては、文化財の展示資料室、収蔵施設として活用できるよう、文化省と現在、鋭意協議を行っているところでございます。

次に、くにみももたん広場の利用状況についてご報告を申し上げます。

平成25年7月31日のセミオープン以来、本年の5月22日現在で延べ入場者数6万人を突破し、多くの子どもたちや保護者の皆様にご利用をいただいております。

6月21日現在延べ入場者数は6万2,486人、1日平均109人の利用状況となっており、子どもたちの安全・安心な遊び場として定着をしているところでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」についてでございます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について申し上げます。

町では、1月22日に策定推進本部を立ち上げ、4月には新たに企画情報課に総合政策室を設置しまして、総合戦略の策定と第5次振興計画の見直しを進めておるところでございます。6月19日には多方面の専門家や町民から成る有識者会議を開催し、10月には総合戦略の策定、来年3月の議会には見直しをした振興計画をお示しできるように、鋭意取り組んでおるところでございます。

また、地域経済の循環や消費喚起のためのプレミアム商品券につきましては、商工会と協力し、7月11日に発売を開始することといたしておるところでございます。

次に、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

本年2月に国の認定を受けた国見町歴史まちづくり計画でございますが、まずは阿津賀志山防塁の保存活用に関しまして、下二重堀地区の整備について具体的な検討を進めるほか、伝統芸能の保存、記録、紹介パンフレットなどの作成やPRに努めますとともに、町内の歴史的建造物の調査を行い、基礎データの収集や歴史まちづくりシンポジウムなど、国見の誇りを知ってもらうため取り組みを進めることといたしておるところでございます。

次に、域学連携について申し上げます。

今年度につきましては、桜の聖母短期大学とは食育推進プロジェクトとして国見のモモによるスイーツの開発などを進めるほか、福島大学とは歴史を活かしたまちづくりと集落活性化の分野で連携するなど、今後とも連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、福島大学とは子どもたちの学力の向上を目指すための協定書を5月27日に交わし、大学生の児童・生徒への学習活動支援をはじめ、組織的で恒常的な関係を継続してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、人・農地プランについて申し上げます。

人・農地プランは、農業を取り巻く人と農地の問題について解決の道筋を作っていく計画でございますが、本年3月には小坂地区で策定をしまして、今後、旧町村単位で取りまとめていくよう、各地区での説明会を現在、鋭意開催しておるところでございます。

次に、インターネットを活用した公売についてでございますが、町の差し押さえ物件について、5月20日に公告を行ったところでございます。

また、ファイナンシャルプランナーを相談員に加え、生活再建による滞納の解消を進めるための納税相談会を5月23日に開催するなど、今後とも滞納解消に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、クリーンアップ作戦について申し上げます。

町では、道路除染も鋭意進めておるところでございます、地域の美化活動を再開するため、4年ぶりに7月第1日曜日の5日に実施することとして準備を進めておるところでございます。

次に、学校教育充実のための昨年立ち上げました国見学園コミュニティ・スクール委員会について申し上げます。5月20日に今年度第1回の委員会を開催し、意見交換を行ったところでございます。今後とも、地域とともに学校作りを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、阿津賀志山防塁基本構想について申し上げます。

防塁整備について平成23年より検討を進めてまいりましたが、去る6月16日開催の検討委員会をもちまして取りまとめを終え、同日、建議をいただいたところでございます。今後は歴史まちづくり計画等との連携を図りながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第5号「専決処分の報告について」から報告第12号「町が出資している法人の経営状況について」までの8件につきましては、地方自治法並びに地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告をするものでございます。

承認第1号の「専決処分の承認を求めることについて」は、国見町税条例の一部改正に係る専決処分について議会の承認を求めるものでございます。

議案第44号「国見町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」につきましては、道の駅設置に向けて町の管理する公の施設の指定管理に関する手続のために制定をするものでございます。

議案第45号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、平成26年度に貝田住宅3戸の取り壊しによる管理戸数の減少によるものでございます。

議案第46号「国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴う文言の整理によるものでございます。

議案第47号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福島第1原発事故に伴う避難者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、対象を平成27年度まで延期をするものでございます。

議案第48号「国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の入所定員について、入所者へのサービス提供上必要と認められる場合の入所定員を3人から4人以下に改正するものでございます。

議案第49号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、今年度の国民健康保険税を算定し、本条例の改正をお願いするものでございます。今回の算定結果では、被保険者数の減少、課税標準所得額の減少などの影響が大きく、給付費支払準備基金と前年度繰越金見込額から2,500万円を減税に充てて、被保

険者の増額幅の圧縮を図りますとともに、国保運営の広域化の観点から資産割を廃止し、所得に応じた負担をお願いすることとしたところでございます。

なお、今年度は1世帯当たりの平均税負担額は、前年度比8.5%、月額で約1,100円の増、1人当たりでは8.6%、月額で約630円の増となる見込みでございます。

議案第50号「平成27年度国見町一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,853万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ113億853万3,000円としたいとするものでございます。

歳出の補正の主なるものにつきましては、県北中学校の外壁改修事業、災害援護資金繰上償還等によるものでございます。

歳入につきましては、県北中学校外壁改修事業に係る国庫支出金並びに町債、繰越金などにより収支のバランスを図ったところでございます。

議案第51号「平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当初予定のなかった公共ますの設置費用の補正を行うもので、繰越金を含め特別会計内で収支を図るものでございます。

議案第52号「平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国民健康保険税の算定結果等により、規定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,941万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億4,222万2,000円としたいとするものでございます。

これらの特別会計のうち、運営協議会などを設置してあるものにつきましては、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上、本定例会に提出をいたしました各議案につきまして、一括提案の趣旨を申し上げますましたが、審議に先立ちまして、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴う監査委員の選任の同意、人権擁護委員候補者の推薦の同意に係る追加提案などを予定しておりますので、ご報告を申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10時40分より委員会室において議案調査会を開きます。その後、正副議長、委員長会議を行い、その後に議会全員協議会を開催いたします。

25日は、午前10時から議会運営委員会、10時30分から全員協議会、11時から総務文教常任委員会を開きます。

26日は、午前10時から本会議を開きますのでご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時29分)

第 3 目

平成27年第3回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年6月26日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 7号 繰越明許費の報告について
- 第 4 報告第 8号 繰越明許費の報告について
- 第 5 報告第 9号 繰越明許費の報告について
- 第 6 報告第10号 繰越明許費の報告について
- 第 7 報告第11号 事故繰越しの報告について
- 第 8 報告第12号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第44号 国見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 第11 議案第45号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第46号 国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第47号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第48号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第49号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第50号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第51号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第52号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 常任委員長報告
 - 陳情第 1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書
 - 陳情第 2号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対する意見書提出を求める陳情書
 - 陳情第 3号 「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案の廃案を求める意見書提出についての陳情
 - 陳情第 4号 「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」案のすみやかな廃案を求める意見書提出についての陳情
 - 陳情第 5号 安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書に関する陳情
 - 陳情第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

(追加日程)

- 第20 議案第53号 工事請負契約について
- 第21 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第24 発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の
継続を求める意見書
- 第25 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第26 議員の派遣について
- 第27 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりでございます。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

議会関係について、事務局長から報告いたさせます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告書一覧表のとおりであります。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第5号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、報告第5号、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第6号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第7号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、報告第7号、繰越明許費の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第8号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 報告第8号、繰越明許費の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第9号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第5、報告第9号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 報告第9号、繰越明許費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第10号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第6、報告第10号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 報告第10号、繰越明許費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第11号 事故繰越しの報告について

議長（東海林一樹君） 日程第7、報告第11号「事故繰越しの報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第11号、事故繰越しの報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第12号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第8、報告第12号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 報告第12号、町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案第44号 国見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第44号「国見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第44号、国見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第44号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第45号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第45号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第45号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第45号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第46号 国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第46号「国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 議案第46号、国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第46号の採決を行います。この採決は起立によって

行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第47号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第47号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第47号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第47号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第48号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第48号「国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第48号、国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第48号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第49号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第15、議案第49号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第49号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番(浅野富男君) 保健福祉課長にお尋ねいたします。

今回から固定資産税、いわゆる資産割がなくなりましたが、これについてはどういう理由でなくなったのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 先ほどの説明で申し上げましたとおり平成30年度に県広域化が予定されてございまして、それに向けての県の広域化支援方針に基づきまして平成24年度から段階的に下げ、今回廃止をさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) そのほか質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番(浅野富男君) 再び保健福祉課長にお尋ねします。

今回の税改正、この保険税アップという形での数字が出てきたわけなのですけれども、繰越金、それから基金から合わせて2,500万円ほど繰り入れて軽減を図ったということなのですけれども、それでも上がっています。先ほど説明にもありましたけれども、保険者が減っているのと医療費が増えているのとで、いずれも計算上は上がることになるのですけれども、これを更に引き下げる意味では、ほかに方法がないということになるのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 浅野議員のご質問にお答えいたします。

昨年度におきましては、繰越金も基金も余裕がございましたので、合わせて

5,600万円を充当し、据え置いた経過がございます。

ことしは合わせて2,500万円の充当になりまして、充当後の基金残高が1,300万円ほどとなることから、予備費と合わせましても財政運営が厳しい状況で、これ以上の充当は困難と判断したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第49号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第50号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第16、議案第50号「平成27年度国見町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第50号、平成27年度国見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 10款教育費の中学校費についてお尋ねいたします。

県北中学校の外壁等改修事業で1億400万円ほど補正計上されていますけれども、これにつきましては前にもご説明はあったかと思うんですけれども、私も再度確認させていただきたいと思っております。外壁の改修ということで、損傷の程度、それと工事に係る業者名、工事の期間、工期、それと外壁の範囲、全校舎にわたるのか一部なのかについてお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校の施設の関係でございますが、程度につきましては昭和61年7月から29年ほどたっておりということで、今回改修を行うものでございます。工期につきましては、ことしの夏の長期休業にかけまして、授業に差しさわりのないよう、来年の8月の夏休みまでを考えてございます。業者につきましては、これから入札を行って決めるものでございます。校舎の全体ということで、全て行いたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 質問者は、回答者を指示するようにお願いいたします。

ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 続きまして、学校教育課長にもう一度お尋ねします。

今の答弁であります中学校の改修工事なのですけれども、先ほどの内容では、事業の中身につきましては外壁及び屋根の改修という総務課長の説明がありましたけれども、屋根の工事も入っているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 7番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

屋根の改修ということで、美術室、東側になりますが、その1階の屋根を改修と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の回答におきまして、実は美術室前の廊下で雨漏りがすごいという話で、父兄の皆さんからの意見がありましたので、今回の工事の中にそれが入っているということで、大変安心しております。早目の工事をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

渡辺議員お質しのとおり、早急に進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 阿部泰藏です。

11ページの2款総務費、1項総務管理費、13節委託料、この中の義経まつりに要する委託料570万円の今回補正でございますが、当初予算では800万円計上されておりますが、この大幅な補正増の理由について伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 10番阿部泰藏議員のご質問にお答えをいたします。

今回補正をお願いしておりますまちづくり事業、義経まつりの部分につきましては、歳入でご説明をいたしました雑入の中で、みらいを描く市町村等支援事業助成金というものを利用しての部分となります。このみらいを描く市町村等支援事業につきましては、県の27年度の新規事業ということで、電源立地交付金等の活用で事業が組み立てられてございます。

今回、義経まつりを含めまして、町民の元気を取り戻す事業ということで、国見町が合併60周年を迎え、その記念事業として義経まつり、更にはふるさとまつり、産

業祭、ビッグツリーやイルミネーション等について事業費の補正をお願いしているところでございます。

中身であります、当初の部分よりも大幅に増えているということでございますが、ことしは60周年記念、更には義経まつりが20回を迎えることもございますので、町民の方々に歴史発見、文化発見という意味も込めて、義経まつり等について事業を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、詳細の部分につきましては、実行委員会が立ち上がってございますので、その中で60周年、あるいは20回目にふさわしい事業とするよう検討していくことで進めてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今の現在の説明では、27年の新しい予算ということで伺いましたけれども、この新事業について当初予算の編成時点では、町では全然わからなかったんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

このみらいを描く市町村等支援事業の部分につきましては、県の新規事業で、発表されましたのが平成27年、ことしの3月に入ってからでございます。当初の予算の時点ではまだわからなかったところもありますので、当初予算については計上できなかったとご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 概要の説明では、ゲストステージのため、あるいはポスター等の理由で計上されていますが、補正の部分で、ゲストステージの俳優を呼ぶことは、人によっては義経まつりも盛り上がるような状態でございます。しかし、この費用は、人によって違ってくると思うんですが、去年の杉浦太陽さんは幾らくらい費用がかかったんでしょうか、伺いたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ゲストの部分でのお質しではありますが、昨年度の第19回の際につきましては、杉浦太陽さんにおいでをいただきました。この方のギャラに係る部分については、事務所との関係もございまして、はっきりしたところについては決算書をごらんいただきたいと思うんですが、約300万円程度と認識をしております。

議長（東海林一樹君） ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） ここで暫時休憩をいたします。

10分間休憩して、25分から再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇ ◇ ◇

◇議案第51号 平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第51号「平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） それでは、議案第51号、平成27年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第52号 平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第52号「平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第52号、平成27年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねします。

10ページになります。繰入金のところ、国保基金から1,868万円繰り入れていますが、この基金の残りは幾らになっていきますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 浅野議員のご質問にお答えします。

繰り入れ後の基金の残高というご質問でございますが、1,383万4,000円となる見込みでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 積み立てなければならない金額、多分8,000万円ほどだったかなと思っているんですけども、それと比べますと大分減った感じになるんですが、これは今後予定されております運営が県のほうに移る中で、この基金は少なくなっても大丈夫という意味合いもあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

基金が広域化に向けてどうなるかということでございますが、広域化になった場合でも、税の算定につきましては町が県から示されます納付額、あるいは標準税率を参考に町が定めることになってございまして、基金もそのまま残ると予定されていると聞いております。

ということで、基金についてはこのまま将来にわたりますとも急な医療費の増とか、あるいは税の負担軽減に充てる財源として存続していくものと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告(陳情第1号~第6号)

議長(東海林一樹君) 日程第19、委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号から陳情第6号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑、討論は一括して行い、その後、採決については1件ずつ行います。

それでは、総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番(松浦常雄君) 総務文教常任委員会の審査の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会は、6月25日午前9時20分より、委員会室において、委員全員出席のもと開催いたしました。また、この会議には説明のため菅野総務課長、引地教育次長兼学校教育課長、職務として羽根田議会事務局長、横山書記がそれぞれ出席しております。

本委員会に付託されました案件は6件であります。

陳情第1号は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情であります。

交付金事業対象者が県内にまだ1万人以上おり、国見町にも5名の児童・生徒がおります。集中復興期間が27年度で終了予定となっており、このまま打ち切られれば、被災児童・生徒は経済的に一層困難に陥ることから、28年度以降も全額国費の支援は必要であり、採択といたしました。

陳情第2号から第5号までは、国会での審議中の法案であり、地方議会が判断することはなじまず、採択の意見もありましたが、国の審議を十二分にさせていただくとし、委員多数で不採択といたしました。

陳情第6号は、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情であり、社会保障等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ることが必要で、全員一致で採択といたしました。

以上、よろしく願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから一括して質疑、討論を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから一括討論を行います。討論ありませんか。

11番浅野富男君。

11番(浅野富男君) 陳情第2号及び第3号、第4号、第5号についての討論を行います。

本陳情は、いずれも政府が去る5月14日に閣議決定し、翌15日に国会に提出し

た平和安全整備法案と国際平和支援法案について、徹底した審議と廃案にすることを求める意見書を関係機関へ提出することについての陳情であります。

この法案は、現在国会で議論されておりますが、その内容については連日報道されておりますように、憲法に違反する内容のものであること、そしてこのことについては元内閣法制局長官さえも違憲であるとの発言を行っております。憲法9条の解釈を変えて、集団的自衛権の行使、すなわち他国が引き起こす戦争に自衛隊がいつでもどこへでも出かけて行って後方支援を行えるようにする内容となっているからであります。

後方支援とは、物資の補給を行う任務であり、戦闘状態の中ではこの補給がなければ前線は戦えなくなることから、最も重要かつ危険な部署でもあります。このようなことは、現場からの発言でもあり、自衛隊への入隊者が減っていることについての報道もされております。

議論が進むにつれて、この法案の中身が明らかとなり、国民の世論は法案に反対するが賛成を上回る状況となっております。憲法9条のもとで、これまで歴代の政府がとってきた憲法上できないとする海外での戦争、この姿勢こそが支持されるということでもあります。

戦後70年もの間、日本は戦火に見舞われることもなく、平和国家としての歴史を刻んできました。これは、世界の多くの国が認めていることでもあります。今、このことを大きく変えようとされる重要な案件であるこの法案、国会で議論されることは当然であります。真に必要なことは国民的議論であります。事が起きてからでは、意見は届かなくなります。町民の中には自衛隊員の方もおります。町民の安全・安心を守るという地方公共団体の公益に関する事件として意見書を提出することは、地方自治法第99条の権限を行使することでもあります。

よって、本案は採択すべきものであります。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 私は、委員長の報告どおり不採択に賛成する意見を述べたいと思います。

今回の国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案のこの2件の安全保障関連の法案について、ただいま国会で審議中でございます。しかも、24日で最終日を迎えた国会が9月まで延長になっております。その間、衆議院で約80時間、参議院で80時間の審議する時間を確保するための延長と伝えられております。

国を二分する法案で、新聞報道その他では憲法に違反するという意見が多く出されておりますけれども、先般行われました特別委員会における自由民主党推薦、公明党推薦の憲法学者は、憲法には違反していないという意見があつて、両方の意見がまだ拮抗しております。

よって、この法案、これから国会で十分審議されまして、その内容が明らかになっ

て採決されるものと思っております。また審議途中でありますので、地方議会においてこの法案に対する賛否を決めることは、いささかこの地方議会の趣旨には合わないという意見でございます。

よって、今回陳情4件については、委員長報告どおり不採択が適切ということで、私は委員長に賛成の討論を行います。よろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） そのほか討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第1号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第2号を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立1人）

議長（東海林一樹君） 起立1人です。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これから陳情第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第3号を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立1人）

議長（東海林一樹君） 起立1人です。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これから陳情第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第4号を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立1人）

議長（東海林一樹君） 起立1人です。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これから陳情第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第5号を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立1人）

議長（東海林一樹君） 起立1人です。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これから陳情第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第6号を採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 追加議案がありますので、暫時休議いたします。

(午前11時49分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時51分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり8件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この8件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程(議案第53号、同意第4号、諮問第1号、諮問第2号)

議長(東海林一樹君) 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長(東海林一樹君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(太田久雄君) ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第53号「工事請負契約について」でございます。

藤田字鶉町六地内等の平成27年度除染対策事業、藤田方部第4号仮置場設置工事(第1回)について、6月24日に入札会を開催し、契約予定相手方が決定したところではありますが、予定価格が5,000万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

同意第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、前監査委員が

任期満了となったことから、後任候補として松浦常雄君を適任と認め選任したいので、同意を求めようとするものでございます。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、畑善徳委員が9月30日をもって任期満了となることから、引き続き畑善徳君を適任と認め、候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、阿部博委員が同じく9月30日をもって任期満了となることから、引き続き阿部博君を適任と認め、候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決並びにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇議案第53号 工事請負契約について

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第53号「工事請負契約について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 議案第53号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、議案第53号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第21、同意第4号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松浦常雄君の退席を求めます。

（松浦常雄君 退席）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 議案を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第4号は原案に同意することに決しました。
松浦常雄君の退席を解きます。

(松浦常雄君 退席解除)

◇

◇

◇

◇諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第22、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 議案を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第23、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 議案を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから諮問第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の
継続を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第24、発議第3号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 議案及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者から提案理由の説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第25、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 議案及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者から提案理由の説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第26、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

書記に朗読させます。朗読。

(書記 議員の派遣についてを朗読)

議長(東海林一樹君) 本件は、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

おはかりいたします。

議員の派遣についての件に賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

よって、議員の派遣は原案どおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第27、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

7月3日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後0時17分)

第 4 日

平成 27 年第 3 回国見町議会定例会議事日程（第 4 号）

平成 27 年 7 月 3 日（金曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇感謝状伝達

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、感謝状関係について事務局長から報告させます。

事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 福島県町村議会議長会より、八島博正議員が役員を退職されるにあたり、その功績に対し感謝状が授与されました。つきましては、これより感謝状の伝達を行います。

八島議員、前にお進みください。

議長（東海林一樹君） 感謝状。八島博正殿。あなたは、会長及び副会長を歴任され、豊富な識見と手腕を持って会の運営に誠心努力され、本会発展に貢献されました。功績はまことに顕著であります。このたび本会役員を退職されるにあたり、その功績に対して記念品を贈り、かつ感謝の意を表します。平成27年6月19日、福島県町村議会議長会会長佐藤一美。代読。

以上で感謝状の伝達を終わります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。また、重複質問は省略を願います。

なお、この際申し上げます。各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容について質問いたします。

国見小学校のスクールバスの運行についてお尋ねいたします。

平成24年4月、各小学校が統合され、国見小学校となりました。児童の登校方法として、スクールバスが利用されております。これまで事故もなく、順調に運営がなされてきていると思います。しかし、3年が経過いたしまして、児童数の減少等に伴う運行路線の変更等、対応すべき問題も発生していると思われまます。現状を踏まえまして、今後の課題について質問いたします。

はじめに、現在のバスの運行台数、各地区運行ルートの送迎時間、何時から何時までをお聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行台数及び運行ルート、また送迎時間とのお質しではありますが、現在、台数については6台、ルートは6ルートで運行しております。そのルートであります。まず小坂、森江野1、森江野2、大木戸1、大木戸2、そして大枝の6ルートでございます。

次に、送迎時間ではありますが、登校時の運行では、どのルートも7時20分ないし25分ごろに最初の地点を出発し、国見小学校にはどのルートも7時45分に着くようにしております。また、下校時には上学年の4・5・6年生と下学年1・2・3年生、あるいは曜日によって終了時刻が異なるため、原則として、国見小学校発14時15分と15時50分の2便での運行となっております。最後のバス停の到着時刻は、早い便で14時35分ころ、遅い便で16時10分ころ、乗車時間は約20分程度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 続きまして、バスに乗るために何か所の集合場所があるのか、各地区ごとにお答えいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

地区の乗車箇所数のお質しではありますが、ルートごとにお答えを申し上げます。

小坂が3カ所、森江野1として徳江、塚野目方面が3カ所、森江野2として森山方面が3カ所、大木戸1として光明寺、高城、大木戸方面が3カ所、大木戸2として貝田、山根方面が2カ所、大枝が4カ所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） それでは、スクールバスでの登校開始以降、当初のルートを変更したことはありますか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

ことしの3月9日に地区委員長に集まってお聞きいただきまして、乗車箇所の決定をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 3月9日にルート変更したその理由は、どういう理由で変更になったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

地区の児童数の変更によるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 藤田地区の児童のうち、遠くから通学する児童については、特別にバスの利用をお願いしたいというようなお話が前にあったやに聞いておりますけれども、その問題についてはどのようになっておりますか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

スクールバスの運行につきましては、国見小学校新設開校準備委員会で話し合われた結果に基づいて現在運行しておりますので、藤田地区でやや遠距離の子どももおりますが、現在は最初に決めていただいた約束で運行しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） いろいろバスの運行状況についてお聞きしましたが、大震災以後、運動能力の低下及び肥満傾向等が見られるという調査結果がありますが、この調査結果とスクールバスによる通学との因果関係はないか。どのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員お質しのように、大震災後の運動不足により、運動能力の低下や肥満傾向の増加傾向があったことは事実で、課題として取り組んでまいりました。

スクールバスによる通学との因果関係はないかとお質しですが、スクールバス通学による通学で運動能力の低下や肥満傾向が、1つの要因であるとの推測はできますが、直接検証したデータはありませんので、正確な結論を出すことは困難であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） いろいろお聞きいたしましたけれども、まず、バスの運行台数が合わせて6台ということでございます。そして、バスに乗るための集合場所、これは小坂が3カ所で、あとは4カ所、森江野、大木戸については5カ所、6カ所というふうに、結構な集合場所で拾ってやっているということでございまして、その集合場所の、安全面への配慮や児童数の変更によってルートの変更もなされたということもあります。

そういうことを総合的にいろいろ考えますと、いろんな安全面及びバス会社との費用の面とかを考えますと、これは私も今から思えば、なぜそういうふうに最初やらなかったんだろうという思いがするわけなんです、集合場所を、今の各地区それぞれ

あるのをやめて、もとの小学校に全て集合すると。そうすれば、いろんな問題が解決できるのではないかと考えました。

児童数は毎年減っております。今後も減っていくと思われれます。そのたびごとにルートを変更しなくてはいけないとか、いろんな対応が求められるわけなんですけれども、基本的にもとの小学校を集合場所にすれば、いろんな安全面とか費用の面も、節約も可能ではないかと考えます。

もちろん、これは町単独で決められるわけでもありません。当然、PTA、先生方にも、十分考えをお聞きしなくてはいけないとは思いますが、私のこの考えについて、所見をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

スクールバスの運行につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、国見町小学校新設開校準備委員会、それから保護者、各地域の代表者、学校関係者等による検討会において、安全性や通学にかかる時間などを総合的に検討、協議を重ねまして、運行ルートやバス停を選定し、決定した経緯がございます。

議員のご提案は、まず肥満防止や体力の向上の面から考えましても、貴重なご提言と受け止めております。ただ、スクールバスの運行につきましては、今までのスクールバス通学による影響等も検証させていただきまして、安全確保を第一に、通学時間それから利便性について、慎重に時間をかけて研究してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） スクールバスの運行につきましては、何といたしましては安全性が第一、これは言うまでもないと思えます。あとは、やはりスタート当初は、各準備委員会とか、いろんな方々のご意見をまとめてやってこられた、それは私も十分承知しております。ただ、3年経過いたしました。いろんな改善点なり、その辺も見えてきているかと思えます。

それで改めて、私の提案といたしますか、その点について是非、会議に募るといいますか、そういう方向でお願いしたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えいたします。

議員にご提案いただいたとおり、今までのスクールバスの影響等も検証させていただきまして、研究、検討していきたいと思えます。

スクールバスにつきましては、学校に着くのがやっぱり一定の時間でなくてはならないということと、それから、小学校1年生から6年生まで利用するものですから、発達段階に応じて負担等も考えなくてはならない面があります。

それから、通学時間が、学校設置の基準というか目安として、小学校がおおむね4キロ、通学時間にして1時間程度、中学校が6キロというのが目安になっているん

ですけれども、現在、バス停を何カ所か設置してあるんですが、バス停まで2キロ程度の子供がおりまして、そうすると、バス停まで30分程度歩いて、そこからバスで20分で、おおむね50分程度の通学時間。それ以上にすることはなかなか難しいという、そういう課題もあつたりしますので、いろんな面から慎重に研究していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 確かにいろんな課題があるとはわかりました。

ただ、こういう問題も、これから避けては通れない問題かと思いますので、是非、いろんな立場からのお考えをしていっていただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、3番井砂善榮君。

（3番井砂善榮君 登壇）

3番（井砂善榮君） さきに通告いたしましたとおり質問を行います。よろしくお願いたします。

東北本線列車運行増発と運行時間帯の圧縮についてを質問いたします。

国より、平成27年度歴史まちづくり事業といたしまして、奈良市、京都市、そして国見町と2市1町が推薦されました。更には、交流の場・道の駅計画事業も着実に5月より工事着工の運びとなり、阿津賀志山防塁二重堀、中尊寺ハス、そして3つの宿場町と、歴史的な建造物等が数多くあり、歴史と文化、そして果物、コシヒカリと、県境の町といたしましては、ほかに類を見ない発展に、町内外から大きな期待が持たれる現状であります。町には、藤田駅、そして貝田駅、インターチェンジと、地の利を十二分に生かせる重要なポイントを有している町でございます。

そこで、①といたしまして、藤田駅上り線、午前10時の時間帯の1本増発を求める声があるが、町としての対応を伺い、更には、福島方面下り線の現在1時間間隔を45分間の運行を望む声がありますが、町としての考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 3番井砂善榮議員のご質問にお答えを申し上げます。

東北本線の列車運行の増発と時間帯の圧縮についてでございますが、議員ご指摘のとおり、国見町には藤田駅と貝田駅がございまして、交通の利便性の高い町であると私自身も認識をいたしておるところでございます。また、一方で、藤田駅の乗降客数は1日平均1,400人前後で推移をしております、利用客数、これは多いとは言えない状況にあるところでございます。

こういった中ではございますけれども、東北本線は東北と首都圏を結ぶ重要な路線でございます。そういったことで、福島県沿線市町村で組織いたします鉄道活性化対策協議会を設置しまして、この沿線の列車増発並びにダイヤ改正などについて要望活動を展開しておるところでございます。

実は今年も、沿線市町村の要望を踏まえまして、福島県知事が直接JR東日本本社

に要望活動を行ったところでございます。しかしながら、JR東日本からの回答につきましては、福島と郡山間の平均乗車率は5割程度で、利用者も横ばいであり、増発はなかなか難しい。したがって、利用状況に応じて編成していくという回答でございました。

議員お質しの東北本線の列車の増発と運行時間帯の圧縮につきましては、なかなか現実には厳しい状況にあると考えております。

ただ、議員がご指摘の、東北本線の果たす公共性としての使命、それから町民の利便性の向上、更には私ども、いろいろと今、魅力のアップを図っている状況などもありますので、引き続き粘り強く、列車増発などの要望を行ってまいりたいと考えております。これは、国見町のみではなかなかでき得ないことでございますので、福島県、それから沿線市町村等々と十分連携を図りながら、とにかく1本増発できるように、時間帯を短縮していただくように、今後ともしっかりと要望をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 今、町長の答弁におきまして、十二分に承知をするわけでございますが、私も政務調査をした結果、やはり朝と夕方は確かにプラス志向ですが、昼中の時間帯はお客さんが少ないということでございまして、これはやむを得ないという回答を私はいただきましたが、やはり国見町民の皆さんの声をお聞きいたしますと、今後、この県境の町の国見町が、いわゆる道の駅、そして歴史町のまちづくりで、宿場町の小坂あるいは藤田宿、そして貝田宿といったものが将来に向けて、すばらしい発展をするよう期待しています。そして、町民の声を聞きますと、県民も恐らく、この国見町を注目的にしていると私は感じているところでございます。町長の答弁どおり、今後とも粘り強く、車社会ばかりではなく、いわゆる交通弱者と申し上げてはまらずいんでありますが、そういう列車を利用した来町を期待し、要請活動をお願いしたいと思っております。

次に、藤田駅前の町内旧所名跡等の案内立て看板が見つらいという町民の声があり、そして、他町を見まして調査した結果、町のPRを駅前のところで、どの町もすばらしい看板を立てて案内をしているということでございます。町民の声を聞くと、私も行ってみたんですが、国見町にもなかなかすばらしい看板があるわけでございますが、既に若干風化している状態でございますので、あれを塗りかえるお考えはあるかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ご質問の案内看板につきましては、平成8年5月に国見ライオンズクラブから贈呈されたもので、ご指摘のとおり、全体に色が抜けてきている状況は把握しているところでございます。

昨年度作成をいたしましたPRカタログ「国見のたからもの」につきましては、総

務省の外郭団体であります地域活性化センター主催の第2回ふるさとパンフレット大賞において特別賞を受賞し、県内でも大きく報道され、デザイン関係の雑誌などにも紹介をされているなど注目を集めております。ブランディングとしてのデザインの重要性は大変大きなものと考えておるところであります。

町では今年度、地方創生先行事業として、国見ブランドの育成に取り組むこととしており、その一環として、看板あるいは案内表示、商品等のパッケージ、パンフレット、封筒など、統一感のあるデザインをまとめることとしてございます。

この先行事業で取り組んだ成果をベースに、里まち文化ステーション（道の駅）や文化財、あるいは町内の案内看板等の整備について、ブランディングとしての効果や必要性を含めて検討していくこととしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） すばらしい計画のもとに進むとご期待を申し上げておるわけですが、やはり他町を見ると、1カ所ではなく、町のいろいろなところに看板を設置していただきたいと思います。

そうしたところによりまして、お願いいたしまして、④番の藤田駅前の公営駐車場の立て看板設置を必要と思うのですが、町としての考えを伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

元睦商会で所有しておりました町の駅前倉庫の駐車場についてのお質しかと思いますが、現在、駅前駐車場につきましては、町の保存文書等の保管場所などとして利用を行っておりまして、あわせて駐車場につきましても、総務課で管理をしているところでございます。

以前から議員の皆様には、藤田駅利用者のために開放してはどうか、あるいは利用について、町民の皆さんにお知らせしてはどうかとご意見を頂戴しながら、藤田駅を利用する町民の皆さんにそれぞれ対応してきたところでございます。

駅前倉庫につきましては、財産管理の面からは、保存文書等の保管場所として行政財産の位置づけでございます。付随する10区画の駐車場も、管理上は同様でございます。行政財産は、役場の業務として利用する財産でございまして、利用するにあたりましては制限が出てまいります。したがって、役場の駐車場と同様に、公営駐車場としての看板を設置することにはなじまないものと考えているところでございます。

しかし、「通勤・通学での使用はご遠慮願います」という間接的な表現ではございますけれども、表示板は3カ所設置してございまして、藤田駅を利用する町民の皆さんのためには、今までどおり開放してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） この駐車場の件であります、いわゆる駅前のところに若干用足し

に行ったときに、お巡りさんに駐車違反ということで指導を受け、非常に困ったと聞きました、しからは、それではどこに駐車場があるかと思って、私も調べてみた結果、今、総務課長の答弁のとおり、あそこに駐車場があるということで、確かに通勤・通学では使ってはならないが、ちょっとした用事で福島あるいは仙台に行ってくる、短時間のものだったら使っても良いという表示がございまして。やはり駐車場という看板があれば良いということでございまして、一般町民が遠くから、我々車社会に没頭している人間が、果たしてそこにあつたかどうかはじめて知った状態でございまして、そういうところに対しましても立て看板が必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ご質問にお答えを申し上げます。

先ほどご答弁したとおりでございまして、場所的には行政財産の位置づけということでございまして、役場の駐車場と同じ意味からは、そういった公営駐車場という名前での看板の設置は、ちょっとなじまないものと考えております。

しかし、いわゆる用足しの部分の町民の皆さんに対しては、区画は10区画でございましてけれども、開放しておりますので、お知らせも含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 了解いたしました。

次に、国見町インターチェンジ付近に大きな立て看板を設置してはどうかということでございまして、その点についてもどう考えているか、ご質問いたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほどの答弁のとおり、今年度の地方創生先行事業で、デザインの部分につきまして、ブランディングということで取り組むことにしてございまして。整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） よろしくお願ひいたします。

次に、2番の光明寺地区の県営ほ場整備促進事業参画方についてをご質問いたします。

旧来の歩行型農業から35年前、いわゆる桑折、国見、梁川、更には小坂の農地整備事業が終了以来、乗用型農業と、ほぼ完全に大型機械化農業が進み、大規模中核農家が数多く誕生している昨今でございまして。更に後継者、担い手育成と、その若い担い手として農業経営基幹産業と位置づけ、将来を安心して担える基盤形成が今、光明寺地区に必要な不可欠と思えますが、町としての対応をどう考えているか、お尋ねします。

また、現在まで当地区受益者の説明会は十二分と聞きますが、一部の地権者からは説明会等が少ないとお聞きします。そして、丁寧に説明会を数多く開催する必要があると思います。そして、町民に地区町内会など、もう一步踏み込む考えはあるかどうかを伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えいたします。

現在進めてございます貝田地区等のほ場整備に関するお質しでございますが、まず、事業経過についてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、平成25年1月から3月にかけて貝田、山根、光明寺の地元3町内会を対象としまして説明会を開催してございます。それで、町に対しまして正式な事業推進要望があったのが、同年6月でございます。その後、県の農村整備事業調査地区としての採択を経まして、貝田地区等ほ場整備推進委員会の準備会を組織しまして、当該3地区への説明会の開催や、役員の皆様とともに、仮同意を得るために地権者、耕作者個人の皆様への説明会等も開催をまいりました。

しかし、平成26年1月の準備会役員会におきまして、光明寺地区の役員の方から、事業実施への合意形成の見通しが立たないことから、町内会として参加を断念する決定をしたと申し出がございまして、その意思を踏まえまして、準備会としてやむなく了解をした経緯がございます。それ以降、正式に貝田と山根の2地区を対象とした貝田地区等ほ場整備推進委員会を立ち上げまして、砂防指定地等の関係もございまして、国への採択申請は1年ほどおこなってございますが、本年11月の申請に向けまして、地区の皆様をはじめ、県及び関係機関との協議を進めているところでございます。

町といたしましては、県営ほ場整備事業につきましては、国における事業採択までに最低2年から3年かかるということと、採択の前提となります調査が平成26年度で終了してございます。また、今回の事業は、放射性物質汚染対策からの復興事業という位置づけで、平成32年までの期間限定ということもございまして、そのため、本年中に国への採択申請が必要となつてございますので、今回の事業に光明寺地区を再度加えることについては不可能な状況となつてございます。

よって、光明寺町内会等の意思等も十分に尊重いたしまして、現段階で新たに説明会等を開催する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 3番井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 非常に光明寺地区のほ場整備の問題については、私も隣の町内会でもございまして、個人的には前課長も一生懸命努力していただいたことに対しましては、この場をおかりいたしまして敬意と感謝を申し上げるわけではございますが、個人的にお話を伺いますと、担い手農家を育成するには、やはりほ場整備が必要なんだと。しからば、やったらいいのではないかとお話を申し上げたんでありますが、全体となると、我々はこれでも我慢できる、それでは話が進まないんだと。そこで、もう一步進

んで、地主や地権者自らが、やはり必要だと思うのならば、5、6人でも10人でもいいから、町に行ってお願いをする、その意思表示がなくては、この大事業は成功しませんよと話を申し上げた経緯がございます。

しかしながら、まだ町には足を運んでいないということで、非常に私も残念であります。この場所が悪い、たがたが、ひょうたん、三角、丸のような状態のところ、あなた方は担い手農業を育成できていくのかと。そして将来、町といたしまして、100年体系、更には1000年体系の農業ビジョンを作っていくという問題に対し、あなた方はどういう考えでいるんだと言ったんですが、その辺になると非常に難しくなりました。私はそこで一般質問し、光明寺地区の皆さんにもう一度奮起をただして頑張ってもらいたい気持ちでおるわけでございます。なるべく光明寺地区を見捨てないで、町一丸となってサポートしていただければ幸いと思うのであります。

そういうことでございまして、私は、②番の、昭和46年より続く国の減反政策に共鳴し栽培した長寿命樹、いわゆるリンゴ、柿等の伐採が3年間の、改植事業ですか、前課長が進めていた10分の10、そして、あの40年、30年という長寿木が現在伐採されていると。今がチャンスだと私は説明しておるわけでございます。その、町としての今後、今答弁をいただきましたから、答弁は割愛いただいても結構であります。なるべく今の機会に、町内会と町と、私も一生懸命努力しますが、その辺について、一生懸命ほ場整備がなされるようお願いいたしたいと思っております。

3つ目の点ですが、あすの夢見る100年、更には1000年、光明寺のビジョン、先ほど申し上げましたが、模索し、貝田、山根、光明寺地区等の改良事業参画できるよう、今後の町としての指導についてを伺うということでございましたが、先ほどの産業振興課長の答弁が全てここにあると思っておりますので、答弁を求めるものではございません。

私の質問はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 次に、10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） さきの通告に従いまして、町歴史的風致維持向上計画について質問いたします。

本町の歴史的風致維持向上計画が、今年の2月23日に国から認定されました。計画の策定に至った経緯について、まず質問いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 10番阿部泰藏議員のご質問にお答えを申し上げます。

歴史的風致維持向上計画の策定に至った経緯についてでございますけれども、東日本大震災、そして原発事故、本来はあってはならないことですが、ございました。町の復興も、まだまだ大変な状況にあるわけでございます。ご承知のとおりでございます。

私は町長就任以来、復興・きずな、国見の未来をみんなで作ることを念頭に、除染、県北浄化センター汚泥の問題、健康管理調査、更には風評被害対策などの復旧・復興

事業の対応、それから役場庁舎の改築、道の駅を核としました交流の場の整備、義経まつりをはじめとするイベントの実施など、再生・復興のためのさまざまな事業を実施してきたところでございます。少しずつでありますけれども、大震災からの復興の光が見えつつある思いを現在しておるところでございます。

さて、議員お質しの歴史的風致維持向上計画の策定の経緯についてでございますけれども、単にただいま申し上げました震災の前の状態に戻すのみではなくて、これを機会に新しい町を再生したい。国見の未来をみんなで作るため、そんな思いで、この国見町の歴史・伝統を末永く維持・発展させたい、計画の策定をしまして、国から認定をいただいたところでございます。

この計画は、大震災からの国見の誇りを取り戻し、町の再生・復興に取り組むためのベースになるものと思っておるところでございます。具体的に計画を実行することによりまして、「ずっと好きです国見町」、最近この言葉で、いろいろと未来につなげていきたいと思っておりますけれども、10年、100年先に末永くつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この計画書の冒頭に、計画期間が平成27年から36年とありますが、この計画は10年で終了となるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

歴史まちづくり法第4条に基づき策定された国の基本方針及び運用指針におきまして、おおむね5年から10年程度の期間を設定することが望ましいとされておりまして、町では10年の計画期間としたところでございます。

一方、歴史を生かしたまちづくりは、1000年以上の歴史がある国見の有形・無形を含めた文化財や歴史的な建造物、人々の暮らし、生活文化を、100年後にこの地に住む人々に引き継ぐための取り組みであります。そのベースづくりを10年間の計画期間の中で進めていくものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 歴史のまちづくりは、生涯学習課をはじめ、各課でそれぞれやってきたわけなんです、この認定に伴って、事業の進展はどうなるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

歴史的風致維持向上計画、略称「歴史まちづくり計画」でございますが、国の認定を受けたことで、計画に位置づけられた事業への補助率のかさ上げ、あるいは補助事業のプライオリティが上がるなどの効果が期待でき、国・県のさまざまな支援を受けることが可能となりました。具体的には、本計画に情報発信拠点として位置づけた

道の駅は、国土交通省の交付金を活用いたしますが、認定を受けたことで補助率が40%から45%にかさ上げをされております。また、本年度取り組みます太々神楽の学術的記録保存や鹿島神社例大祭のPR冊子の作成、歴史的建造物の悉皆調査は、文化庁の補助が採択をされたところでございます。

このように、計画の認定を受けて、さまざまな事業に取り組んでいくことになりましますし、計画認定の最大のメリットは、策定を通して、町にさまざまな宝物があると改めて共有できたことだと考えております。また、これまで用いる手法ごとに所管課により取り組んでございましたが、この歴史まちづくり計画の策定にあたりましては、関係するさまざまな課でプロジェクトチームを作り、計画の策定にあたってまいりました。共通の目的を持って取り組んできたことも、認定のメリットだと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この計画作成においては、当初、庁舎内で検討会を始めて、1年くらいで申請に至った、そして申請になったという経緯がございますが、全国でも49番目、あるいは東北で5番目、県内で2番目と早かったわけなんですけど、策定が早かったことでメリットはあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

策定が早かったことに関するメリットとのご質問でございますが、先ほど申しましたように、計画を策定して認定を受けたことによりまして、まずは情報発信拠点と計画の中で位置づけております道の駅の整備の部分について、補助率のかさ上げ等がございました。更には、今後取り組みます旧大木戸小学校の改築の面でもメリットがあったと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この歴史まちづくり計画作成に向けて、検討委員会は何度も重ねられて計画を作成しました。歴史まちづくりには、重点区域等の住民の理解と協力が不可欠であります。重点区域等の住民との説明会などはなされてきたのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、この計画を進めるためには、住民の方のご理解とご協力は欠かせないものと考えております。このため、策定委員会には、伝統文化の継承にかかわっている方や実践をされている町内の方、更には歴史的建造物の所有者にも参画をいただき、議論を重ねてまいりました。更に、策定段階から歴史を生かしたまちづくり、あるいは歴史まちづくり計画についてのシンポジウムを開催し、パブリックコメントも実施いたしております。さまざまな方のご意見をいただきながら策定に至っ

たものでございます。

また、この国の認定を受けた計画は、第5次振興計画などのその他のまちづくり計画に即したものであることは、計画書にうたっておりでございます。更に、ハード事業を進めるにあたりましては、基本計画の策定、あるいはその先の実施計画の策定と、具体的な検討が必要になってまいります。それぞれの段階で適宜ご説明を申し上げることになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今回、歴史的風致維持向上計画が国から認定を受けました。しかし、重点区域内の町民の方々の間では、計画については関心がまだまだ低いと感じています。これから町民の方々に関心を高めていくことが最も重要であります。

関心を高めるための対策について伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、町民皆様の関心を高めていただくことは大変重要なことと認識をいたしてございます。このため、計画策定段階より、歴史を生かしたまちづくりの啓蒙・啓発も含めて、「国見のまちづくり」「石のまち国見」「千年のまち国見」「歴史を活かしたまちづくり」等々、さまざまなテーマでシンポジウムを開催してきたところでございます。今後もこの取り組みを続けるとともに、次の世代に国見の宝物をつなげていけるよう、10年の計画期間を通じて、更に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今まで宅地、住宅の売買や新築の基準、景観保全に対して、町として基準がありませんでした。認定後、計画を達成するために基準を設けることも必要と存じます。町の考えについて伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

この地に住んできた人々は、豊かな自然と四季折々の季節の移ろいを感じながら、1000年以上住み続けてきました。その間、この地で生活を営み続けてきたことによる独自の歴史的風致を形成してまいりました。また、本町のシンボルであります阿津賀志山の眺望は、私たちの心の中にふるさとの原風景として刻まれております。

この国見町の生活文化や風習、人柄、自然、食文化も恵まれた風土から醸成されたものであり、町に残る生活文化、風習・習慣、文化財は、文字どおり国見の誇りであります。加えて、町並みも生活を豊かにする町民共有の財産であると考えております。

この計画では、町並みを後世に伝えるため、景観計画の策定についてもうたっております。しかしながら、景観計画につきましては、そこに住む方の理解と協力がなければ成立し得ないものでございます。このため、町並みは文化であるとの啓蒙・啓

発と、歴史を生かしたまちづくりの趣旨をご理解いただけるよう、10年の計画期間の中で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今伺いましたところによりますと、これから基準を条例で設けるか設けないか、これは別として、基準を設けるということは、やっぱり住民主体のまちづくりに委ねるということなんでしょうか。そう理解していいんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

現在この町に住んでおります私たち、その思いを後世に伝えるということにおきましては、まず大事なのが、町並みそのものも文化であるというところをいかに理解して後世につなげていくかと。この部分につきましては、当然に、家の建てかえ、改修等がこれからはなされるときに、その状況についてご理解をいただくことが必要になってきます。50年、100年という長いスパンでの取り組みとなろうと思いますので、その部分につきましては、その啓蒙・啓発、町並みが文化であることもご理解をいただく中で、町民の皆様の声も大事にしながら進めていくことが必要であろうと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 現在、町並みで、古民家といわれる歴史的財産を持った人たちがたくさんいますが、この人たちのやっぱり住宅というのは物すごく大きくて、あとは、冬なんかはすき間風がどんどん入って、住宅を維持していくのも大変で、またお金もかかるし、耐震構造にもなっていない。そういう家が今度、建てかえあるいはリフォームをするとき、景観を兼ねれば、やはり助成は行っていくんでしょうか。行くとすれば、どのくらいの助成なんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、歴史的な建造物に指定される建物がございましたら、維持・管理の経費も多分に多額に上るということは容易に推定をすることでございます。この10年の計画期間の中で、まずはそのような建物が国見町にどのくらいあるのか。そして、どのくらいの頻度で修繕等が出てくるかというところも踏まえまして、歴史的建造物の修繕等について検討していくことを、計画の中でうたっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） そうすると、現段階では、費用が建てかえで幾らかかった、あるいはリフォームに幾らかかったといっても、助成を考えているけれども、パーセントまでは考えていないということなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

現段階におきましては、町でそのような歴史的な建造物に対する補助・助成の部分がございませんので、今の段階では少し難しいものと考えてございます。内容につきましては、先ほど答弁のとおり、これから10年の中できちんと基礎調査をして、そこで一定の検討をするということで進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、今年、国登録有形文化財である奥山家の住宅の前に、実際に薬局が建設されました。幸いにも景観的には影響がなかったものの、事前に町の計画について、注文というか話し合いがなされたんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町では、当該建物の建設計画の情報を得てすぐに、施主であります事業者と連絡をとり、歴史まちづくり計画の策定に至った経緯や国登録有形文化財奥山家住宅の重要性、更には、今後町が取り組む歴史を生かしたまちづくり等について説明をしてまいりました。その結果、事業者に特段のご理解とご協力をいただき、建物の形状や外壁の色、看板に至るまでさまざまな情報を提供し、現在の建物となった次第でございます。三角屋根の妻部分、妻入りの町屋風の建物で、色調を抑えたことで、奥山家住宅を後ろに旧藤田宿の雰囲気醸し出されたものと考えてございます。

今回は、あくまでも協力をお願いでございましたが、先ほどの答弁のとおり、景観や町並みが文化であるとの認識で、屋根の形、外壁の色、玄関周りの目隠しなど、50年後、100年後に国見に住んでいる人々に風情のある町並みを伝えることができるものと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 奥山邸の前には、まだ駐車場が存在しております。この土地は、これからの歴史まちづくりに景観として是非とも必要であると思っております。したがって、この土地を町として確保すべきであると思うんですが、どうなんでしょうか。町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

歴史まちづくり計画におきましては、藤田市街地の形成や藤田町の発展に多大な影響を与えたことについて触れ、文化財の価値としてだけではなく、奥山家洋館・主屋は旧藤田宿の象徴的な建物であると記してございます。更に、この建物を生かした奥山家周辺の修景整備をすることといたしてございます。

議員ご指摘のとおり、奥山家当主や土地所有者、駐車場利用者、更には周辺住民の方にもご理解とご協力をいただくことが必要であると考えてございます。具体的に事

業の基本計画、更には実施計画の段階になりましたら、適宜、関係者の皆様にご説明やご意見をいただくことと考えてございます。

以上、答弁といたします。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休憩いたします。

（午前11時06分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、各地の神社祭礼行事は地域の人々によって継承されてきました。しかし近年、少子高齢化によって、祭礼行事の変更や行事の中止が起こっています。国見町文化財指定神社の状況について、どうなっているのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

本町における神社仏閣に関する文化財の指定の状況でございますが、有形文化財として建造物2件、美術工芸品3件、有形民俗文化財6件、無形民俗文化財2件となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町内の神社等への支援は、町からどんなところにどんな形で行っているのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町からの支援でございますが、国見町文化財保存事業補助金交付要綱に基づき、管理、修理、公開、その他の保存及び活用に関する事業について、指定文化財の所有者または管理者に補助金を交付することとしてございます。

本町では、旧町村単位で祭りがとり行われており、その地域に住む人々によって大切に継承されてきた祭礼や伝統芸能等の活動が数多く残されています。これらの祭礼や伝統芸能の継承を支援するために、無形民俗文化財の国・県・町の指定を検討し、可能なものは積極的に支援することといたしております。

また、地域の固有の祭礼や伝統芸能に対する評価や価値づけを通じて、自らの地域の祭礼や伝統芸能に対する誇りを取り戻してもらおう契機となるよう、伝統芸能の継承

に欠かすことのできない道具のリスト化に取り組むとともに、前段の補助金交付要綱に基づき、補修や購入に係る経費の支援を行っていくこととしてございます。

更に、後継者の育成を図る観点から、地域の子どもたちに、自分の住む地域の歴史や祭礼、伝統芸能にかかわる機会の創出を保護継承団体とともに取り組むこととしてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町内の神社は、ほとんどが寄附で賄われておりますが、やはり本殿や、大きな多額の改築などが必要になった場合、寄附で賄われない部分は、町で補助、助成していくんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

神社仏閣等の修繕に関するお質してございますが、まずは、私どもが町で支援をするという部分につきましては、あくまでも文化財に指定されたもので、その指定をすることによる支援等が、要綱等に基づいて補助等が規定されている場合になりますので、全ての神社仏閣が対象ということはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 内谷地区、春日神社の太々神楽は、昭和60年に無形民俗文化財に指定されました。計画書では、神楽保存会は内谷地区65世帯で構成されている状況でございますが、神楽奉納について、少子化と町の無形文化財指定によって、全体の子どもで支えることが必要かと思うんですが、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

内谷春日神社の太々神楽は、明治15年より、地域の多くの方々の尽力により継承されてきました。当初は内谷地区の男子にのみ継承されていた神楽でしたが、時を経て、内谷地区から小坂地区の子どもたちへも継承の枠を広げるなど、保存会が中心となり取り組んできました。歴史まちづくり計画を契機に、今年度からは生涯学習課の事業として、国見小学校児童から希望者を募り、伝承活動を行うこととしてございます。

少子化や人口減少によって、地域の伝統的なお祭りや行事の継承が危惧されている状況ではありますが、地域での課題にも、町も当事者の1人として一緒に考えていくことが、計画の趣旨を生かす取り組みにつながるものと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、町の歴史的、伝統的文化財の保存、整備事業と同時に、情報発信と情報活用が重要であります。情報発信事業の計画について、簡単に伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、歴史を生かしたまちづくりに取り組むにあたり、情報発信は欠かせないものであります。歴史まちづくり計画では、本町を訪れる観光客が周遊し、本町の魅力を十分に体感してもらうため、歴史的建造物や史跡を周遊するコースの設定や起点となる情報発信施設の整備を行うこととしてございます。

具体的には、周遊性と物語性を持った周遊ルートの開発、デザイン的に統一感のある案内板の設置、ガイドブックや最新のモバイル機器などを利用した情報発信を目指すとしてございます。その拠点が、里まち文化ステーション（道の駅）であります。本町の歴史に関するエントランス的な情報発信拠点として、訪問者が本庁の歴史文化遺産に係る情報を入手できるよう対応していくこととしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、旧大木戸小学校校舎を歴史・文化の収蔵・保管・展示施設として整備し、来訪者のガイダンス及び周遊拠点として活用する計画であります。

この大木戸小学校の、これから整備を行う歴史・文化の保存なんですが、町の歴史博物館と理解していいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

廃校活用プロジェクトとして、平成25年12月に国見町旧小学校校舎活用基本構想が策定されました。基本構想においては、旧大木戸小学校について、「歴史」をキーワードに、文化財の保存・展示と情報発信の機能、交流の場としての機能が盛り込まれました。これを受け、平成26年度に実施設計を完了しているところでございます。

この施設は、歴史文化に関する資料の収蔵・保管・展示の機能と、研修施設をあわせて併設をしているものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この大木戸元小学校に行けば、町の歴史的な画像も収納できて、そこを拠点として、町を周遊する案内から何から、全てここで概要的には見られると理解していいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 先ほども答弁をしてございますが、歴史・文化に関する資料の収蔵・保管・展示、更には研修施設を兼ねるということで、管理運営につきましては、これから具体的に検討を進めることとしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これから検討する予定なんですが、この施設の整備について、どのくらいの費用がかかるのか、そして、いつごろからこれは活用できるのか、わかっ

ている範囲で伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほどの答弁で、平成26年度に実施設計を完了していると申し上げました。改修面積につきましては、旧小学校の1階部分の一部、約350平米、改修費用につきましては、おおむね5,000万円を見込んでいます。

この改修の財源につきましては、歴史まちづくり計画の認定もあり、平成27年度から28年度の2カ年継続事業として、文化庁の補助を受け整備を進めることで、協議を継続しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 最後になりましたが、歴史まちづくりの認定を受けて、今後の町の取り組みについて伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

歴史まちづくり計画への取り組みについてのお質しでございます。町では、歴史まちづくり計画の認定を受けまして、今年度から計画期間であります10年間で、国・県などのご支援をいただきながら、さまざまな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、ハード事業でございますけれども、阿津賀志山防塁の保存・活用関係につきましては、防塁が良好に保存されております国道4号線北地区、下二重堀地区につきましては、歴史公園として整備を図ってまいりたいと考えております。特に、下二重堀地区につきましては、防塁と中尊寺のハス、それから阿津賀志山が一望できるというエリアでございますので、今年度から基本計画の策定に向け、あくまでも事務的でございますけれども、その準備を始めることといたしてございます。

また、国登録の有形文化財でございます奥山家住宅周辺の修景整備に取り組みまして、大正ロマンの奥山家住宅の持つ華やかさ、品のよさが醸し出せるように、整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、ソフト事業についてでございますけれども、これは先ほど来、課長がいろいろと答弁しておりますけれども、無形民俗文化財の学術的な記録保存、情報発信や地域の文化遺産、特に国見石などの調査事業、いわゆる埋もれている、さまざまな文化遺産の発掘調査に取り組んでまいりたいと考えております。

更に、歴史を子どもたちに学んでもらうと、やはり今後の宝である子どもたちにどうするんだという議論は非常に重要でございますので、歴史読本作成事業ということで副教材の作成など、教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

それから、これも先ほど課長から答弁がありましたけれども、道の駅を核とする交流の場に設置予定の歴史情報コーナーですね。今、予定してございますので、それを拠点とする歴史の案内人、歴史観光ガイドなどの育成にも、是非取り組んでまいりた

いと考えております。

いろいろと今後、今申し上げましたハード、ソフト、いろいろな事業がございます。そのほか、プラスアルファとして実質のものも、恐らくは出てくるかなという部分もございますので、これらの事業をより具体的に実施することが今後の課題と思っております。ご案内のように「1000年の歴史の国見町」を更に10年、100年先の未来に向けて維持・発展させてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 私は、歴史まちづくり計画に賛同する立場から、町にある文化財の維持向上と活用を図り、町民が誇りに思える町、来訪者にとっても魅力あるまちづくりに取り組み、後世に継承されることを願って一般質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） さきに通告しておきました1点について質問をいたします。

それは、道の駅国見の進捗状況についてであります。

道の駅は全国にたくさんありますが、その90%以上は赤字経営と言われております。そのような中で、国見町にも道の駅を作るという話が出てから、かれこれ10年ほどになります。町民の中からは、赤字経営が心配だという声も聞かれましたし、話が出てからなかなか進まないことから、道の駅は本当にできるのかという声も聞かれました。

しかし、太田町長になってからは、全国どこにもない道の駅を作るということで、町民はどのような道の駅ができるのかと、大きな期待と関心を持っております。

1つ目ですが、道の駅国見は、28年度のオープンを目指して、現在造成が進められております。この土地の造成はいつごろまでかかるのか、お尋ねします。また、建物の建設はいつごろから始まって、いつごろ完成するのか質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

道の駅を核としました交流の場の工事の進捗状況についてでございますけれども、まず、造成工事につきましては、福島県からの開発許可の手続を踏まえまして、皆さんごらんになっているように、連休明けから本格的な工事に入っております。また、6月からは伊達市からの土砂の搬入を開始しまして、現時点では順調に進んでおりました。約30%を超える出来高になっておるところでございます。

なお、調整池や擁壁、側溝などの資材なども発注済みとなっております。予定どおり10月末には、この造成を完成できるものと思っております。

また、建築工事でございますが、これにつきましては、建築確認の手続に向けて、現在いろいろと調整を進めておるところでございます。順調にいけば、造成工事完了に合わせて発注ができるものと、今のところ考えておるところでございます。なお、隣接する国道、県道、町道の工事につきましても、順次着工する予定となっております。

ます。

したがいまして、今のところは順調にいったおるといことございませう。ただ、議員ご承知のように、今の世の中の状況を見てもみますと、資材費、人件費のアップ、人がいない等々、大変な状況などもありますので、状況も十分踏まえながら、工事のおくれがないように、これから鋭意進めていきたいと考えております。

今のところ、建築本体の竣工は、少なくとも28年度中には終えたいと、そして、なるべく28年度中にオープンできるように鋭意取り組んでいくことで、あくまでも現時点でございますけれども、考えておりますので、鋭意それに向けて、今後ともしっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 次に、建物内には6つのエリアが考えられています。そのうちの直売エリアについて、町内の農産物の出荷組合を作ったと聞いておりますが、具体的にはどのような品目の部会があるのか。そして、活動はいつから始めるのか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

国見まちづくり株式会社の設立にあわせまして、3月23日に国見町道の駅出荷組合が設立をされております。昨日現在で、町内外の約230名の方が加入をされております。

この出荷組合につきましては、2つの目的がございます。

1つには、国見町を中心とした地域の特色を生かした農産物や加工品、商業者が製造する商品等の直売所への安定供給を図ることでございます。

2つ目には、農産物の生産であったり、商品の製造等における組合員の技術の向上を図ることにあります。

出荷組合につきましては、本部会と品目別部会から成っておりまして、この品目別部会には、更に米、野菜、果樹、花、加工食品、手工芸品、特産品の7つの部会を設けております。既にこの出荷組合につきましては、設立総会後に直ちに活動を開始しております。これまで数度の役員会、そして臨時総会、先進地の視察研修、部会会議等を開催するとともに、あす7月4日から開催されることになっておりますくにみ市場等、（仮称）里まち文化ステーションの直売業務の試行にも取り組むこととしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） かなり具体的に仕事が進められていると感じました。

今まで一番心配だったのは、この生産組合といいますか、出荷組合のことだったんですね。これがなかなか具体的に進まないために、本当にできるのかと心配をしてい

たんですが、現在着々と進められているということで、心強く思います。

ところで、品物を年間途切れなく出荷するための工夫、対策はどうなっているのか、伺いたいと思います。といいますのは、野菜はやっぱり季節によって、非常に多く出るものと、それから少なくなる時期があります。国見町の中だけで、うまく供給できるのかと心配なわけであります。この点はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、出荷組合につきましては、農産物等を介して消費者と直接かかわることになっております。これが直売所への出荷と、これまでの農協への系統出荷との大きな違いでございます。消費者に対する農産物等の安定的な供給と、出荷者に対する再生産可能な価格の維持とは、直売所の運営においては最も重要な至上命題であると考えております。

開業から数年の間につきましては、まちづくり会社が市場等から仕入れをして販売をしたり、出荷組合による自主的な出荷調整等もあり得るものと想定をしております。これらの対応と並行いたしまして、消費者の日常的に購入したい農産物や商品がそろっている直売所を求める声に対応するため、これまで農家も行政も消極的でした野菜や花等の施設園芸農業の構築と、農家育成に取り組む農業施策の展開も必要であろうと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 私、先ほど聞いたのは、町内だけで年間を通して供給できるのかということなんです。といいますのは、阿武隈川を境に西側というのは、風が強くて、ハウス物とかがなかなか難しいと聞いています。ところが、阿武隈川を越えると、風も大分強さが違うんだそうですね。それで、川を越えた地区では野菜の種類も豊富だし、また、年間を通してたくさんできているということなものですから、果たして国見町だけで安定供給ができるのかと心配しているわけです。その点いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

ただいまのご質問、ご心配でございますけれども、まずは、里まち文化ステーションの目的についてご確認をいただきたいと思っております。

まずは、町内の生産農家の、あるいは商業者の所得の向上がございます。もう一つは国見を拠点とした広いエリアの振興でございます。交流と振興の2つが目的の施設であります。そういった観点から、まずは国見町内の出荷者を優先しながら、それ以外の足りない部分については、国見を中心とした広い地域から参画をいただきたいと考えたところでございます。

まして、議員ご承知のとおり、国見は風が強くて、なかなか施設園芸に農業の主軸がいかなかったという点もございますので、そういったところにつきましては、これまでの技術革新にも目を向けながら、風に強い、あるいは風に対抗でき得るような施

設園芸の方策がないかどうかといったところも、これまで道の駅の検討委員会の中で、いろいろとご議論いただいた先生方、あるいは関係機関等と議論を重ねて、構築をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 出荷については、国見を中心とするけれども、ある程度柔軟性を持って対応していくということで、私も安心しました。

では、次に、別の質問に移ります。

ある道の駅では、チョコレートが特に人気があるとか、あるいはアイスクリームが人気があるとかという話をよく聞きます。国見の道の駅では、何か目玉になるような物を販売する考えはあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

町とまちづくり会社では、集客目的としての目玉商品、いわゆる廉価で粗悪な商品等を取り扱うべきではないとの基本的な考えを持っております。その上で、次の2つの方法を考えております。

まず1つ目には、今町にある農産物や商品を大切に、消費者目線に立った磨き上げ、ブラッシュアップを行って、販売展開をする方法でございます。これは、基本的には、町の農産物や商品等の大半は「国見のとおき」として、特別感を持って販売でき得る可能性が十分にあるものと我々は考えているからでございます。唯一の弱み、それは、国見ブランドとしての発信力ではなかろうかと思っております。今年度、この不足している発信力をつけるために、町は地方創生交付金を活用いたしまして、国見ブランドの確立に向けた取り組みに着手しております。

そして、もう一つ目は、全国的にも認知をされ、既にブランドとして確立している商品等を、まちづくり会社が直接仕入れて販売するという方法であります。ただいまのご質問は、このことをお指しになっていらっしゃるものと思っておりますが、この取り組みにつきましては、現在、国見らしさと上手にマッチするものはどのどのようなものか、検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 大変具体的なお話がありまして、私は安心しました。

では、次にいきます。

道の駅国見の計画には、コンビニが入るようになっております。利用者の便宜を考えますと、今の時代では、やはりこれが必要だなと考えておりますが、この計画はどこまで進んでいるのか、説明をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

里まち文化ステーションでのコンビニエンスストアの展開につきましては、これま

で複数の大手コンビニエンスストア会社と協議を重ねてきたところでございます。

6月22日に、里まち文化ステーションの設置者である町と運営を担うまちづくり会社の要望を真摯に受け止め、柔軟な店舗運営に理解を示したミニストップ株式会社とまちづくり会社との間で、フランチャイズ契約を締結したところでございます。今後は、コンビニエンスストアの開業に合わせた講習、研修、実習等を重ねていくこととなります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） このミニストップ株式会社というのは、どんな特徴があるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

このミニストップというコンビニエンスストアの会社でございますけれども、こちらにつきましても、店舗内にイートインというちょっとした食事ができる場所を設けていること、そしてもう一つは、注文を受けて、その場で調理をして提供するという特徴がございます。

また、大手の各社と協議をいたしました中で、国見の道の駅の中で店舗運営をするのであれば、国見の特産品であったり、商店街の名品もコンビニエンスストア内で販売をお願いしたいと考え、協議を重ねてきたところでございますが、残念ながら、ミニストップ株式会社以外のコンビニエンスストアにつきましても難色を示したこともございます。今回契約を締結した相手先については、国見の特産品、これは農産物あるいは商店街の名品等のコーナーを設けて販売をするという運営展開も可能だということが特徴であろうと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 国見のものをできるだけ利用してできると、そういうコンビニだということで、大変よく検討されたんだとわかりました。

あとは私の感想になりますけれども、造成が済めば建物建設もできる。そういうことが順調にあって、その前に出荷組合を立ち上げて、それも道の駅ができる前から活動するというので、道の駅がスタートするときには順調にスタートを切れる体制ができるものと思います。ここまで進んでいることを、私も本当に心強く思いました。

国見町について、これまで聞かれた町外から来た人の声ですと、史跡を見て、見学して、その後、昼食を食べようとしても、どこに店があるのかなかなか見つけられなかったとか、休む場所が少ないとか、いろいろありましたけれども、この道の駅国見ができれば、こうした点も解消されるのではないかと思います。

また、現在造成されている土地を見た人の感想では、随分広い土地ですねとか、建物も随分立派な大きなものができるそうですねとかいう声も聞きますし、宿泊もでき

るということで、町民の期待も大変大きくなっていると思います。

道の駅が国見の今後の活性化に大いに役立つことを期待して、私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前中に引き続き、一般質問を続けます。

6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、通告に従い一般質問に入りたいと思います。

私は、県北流域下水道の件について質問いたします。

下水道問題は、長年施設内に汚泥が蓄積され、そしてその問題を、地元としてはどういった解決策を図るのかと、いろんな問題がありましたが、昨年、町当局はじめ、環境を守る会、そして議会、そして県当局の計らいで東京電力と交渉して、周辺1.5キロ以内に迷惑料を支払ったと。それをもとに、減容化施設を受け入れる協定書を結んだわけですが、その間、今度は、中で減容化施設、現在稼働しておりますが、2年間であの汚泥を排出するという約束であります。現在、下水汚泥がどの程度排出されているか、また順調に排出されているかを質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えいたします。

汚泥の減容化が始まるまでの汚泥が、約2万5,080トン余りがテント内に保管されておりました。6月1日から場外搬出が始まり、26日までの乾燥汚泥の飯舘村蕨平地区への場外搬出は、ドラム缶1,115本で70.6トンとなっております。乾燥前の重量で約446トンの汚泥が処理されたと県から報告を受けてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） この量で搬出されていけば、2年間で順調に排出されるのかどうか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） さきの覚書によりますと、29年3月末まで覚書で結んでございますので、それまでには全て搬出することになってございますので、搬出され

ると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） では、2番目の汚泥の焼却減容化施設内で働いている人ですが、これは最初の約束でなるべく地元の人を採用すると。そういう要請をしていたと思うんですが、現在働いている中で、国見の人がどれぐらい働いているのかを質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） お答えいたします。

県からの報告によりますと、現在、町内からは7名の方が採用されているということでございます。なお、職種については、事務2名、作業員3名、詰所清掃員スタッフ1名、食堂スタッフ1名と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 最初の話では、あそこに100名ぐらいの人員の採用、これは専門分野もあると思うんですが、そういう中で、いろんな募集の中に、国見から相当申し込んだ人もあると思うんですが、国見の人間がせめて1割ぐらい、10名以上かなと思ったら7名と。大体现在、最初の説明では100人ぐらいという話でしたので、100名ぐらい今働いているのかどうか。そしてまた、今後どういう形でいくのか、その点お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） お答えいたします。

現在、あそこの宿舎に寝泊まりしている作業員が約67名ほどいます。あとは通いの社員が5名ほどいまして、ただ、今、試運転というんですか、その点検もありまして、その点検等が終われば社員がまた入ってきて、100名近くになるという話は聞いていますが、今現在で70名ちょっとの人数で動いているそうです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 申し込んだ人の中には、あの施設内に宿泊しなければ採用できないとかという条件があったのかどうか。また今後、そういう条件をつけてまた募集するのか、その点お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） その点については、県の委託先であるJFE民間会社との関係ですので、私からそのような条件とか云々は、申し上げることはできないと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） もちろん、町でそういう条件はなかなかつけがたいと思うんですが、

やはり地元のところで、迷惑施設で募集が始まったとなれば、努めて作業員だの何だの、地元でできるのがあれば、優先的にやってもらいたいと思っています。割合簡単なガードマンみたいなものも、よそから入れていたと聞いているもので、今後、優先とはいかなくても、地元の者をなるべく採用してやってもらえればありがたいと思います。

この件は以上で、3番目の県北流域下水道施設の問題であります。これはご存じのように、あそこは自然落下で福島から来ていると。ポンプアップしなくても持つてくるとするのは、低い場所に作られていると。これが前の8.5のとき、まだ平成の大改修がやっていなかったもので、堤防決壊のおそれもある、あとは内水問題で、全員退去命令が出るぐらいの問題がありました。これは今後も、今全国的に見ていくと、考えられないような大雨洪水が起こり得ることと思いますので、そういう中で、あそこはただの自然排水なんですよね。滝川に自然排水するだけで、果たして内水問題が解決できるのかどうか。

これはもちろん、国や県に要請して、そして、国が関係してこないと、あそこにポンプアップするような施設はできないと思うんですが、やはり下水道、あれぐらいの施設があれば、当然自然任せの排水でなく、今後、内水問題で処理場が稼働できなくなるようなことのないように県・国に要請しているか質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（遠藤喜正君） お答えいたします。

今回の仮設汚泥乾燥施設建設・運転に関しても、安全対策に万全を講ずるよう、覚書で福島県と締結してございます。町は、機会あるごとに福島県に対し、県北浄化センターの安全・安心を強く求めてございます。また、県からは施設内の雨水排水対策としては、毎分80トンの排水能力のあるポンプが2台設置してあると報告を受けてございます。

町としましても、今後も引き続き、万全な対策並びに緊急時の体制を講じるよう求めてまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいまの答弁でいいわけですが、一番は内水問題、果たしてどこで排出するのか、処理場のほうのポンプでアップするのかわからないんですが、水田のある滝川に排出される、きちんとした樋門体系を作って、滝川から流入しない、そして緊急に排出できるような用水を今後もお願いしたいと思います。これは、県・国、下水道の問題あると思うんですが、今後も粘り強く町当局もお願いしたいと思います。この件はこれで質問を終わりたいと思います。

2番目に、人口の減少化、高齢化、少子化について、これは国見町ばかりでなく、どこでもこの問題について突き当たっているわけですが、当国見町におきましても、減少は随分進んでいるなど。私も今回の議会の選挙の中で、各町内を歩いていますと、空家からひとり住まい、そういう問題に直面していると。そういう問題に、町として

も具体的な対策は検討しているのかをお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

人口減少、少子高齢化についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、国見町の現在の人口でございますが、9,400人程度と毎年減少いたしてございます。また、高齢化率は35%を超えていると。更に14歳以下の年少人口ですかね、これも減少を続けておるということございまして、私ども町としまして、非常に重要な課題、最重要課題と認識をいたしておるところでございます。

このため、まずは、国見町が持続可能な人口を維持するため、まず魅力のあるまちづくりを行うということが、私はやはり一番のベースではないかなと思っております。これまでやってきましたように、大震災からの復旧・復興の推進、これがまず、やはり私ども国見町に課せられた最重要課題であると、これも私、認識しております。

また、私らがよく言っております、さまざまな元気活力事業ですよ。義経まつりをはじめとするさまざまなイベント等々、更には交流人口の拡大を図るための、首都圏とか、あるいは友好都市等々の交流事業ですね。こういったものを、今までいろいろと実施してきておるということございまして、とにかく国見町の魅力をどう発信するか、このことを十分念頭に置きながら、これまでやってきておるかなと私自身も認識しておりますし、これまでやってきたとも考えておるところでございます。

また、少子化対策の問題は、これはいろいろと難しい問題は当然でございます。ただ、国見町として特化できるものとしまして、放課後児童クラブ、これは6年生まで今やっていますし、あるいは預かり保育の時間の延長、7時半まで、夕方ですね。あと、ももたん広場の設置をしております。それから、最近スマイル活動ということで、婚活事業なども町で出てきましたので、そういった支援なども行ってきておるところでございます。

それから、高齢化の問題、この辺の問題をどうするかも非常に重要な課題でございまして、ご案内のように、一昨年ですかね、特別養護老人ホームの国見の里の誘致をさせていただきました。この議会の皆様とともに誘致をさせていただきました。それから、ウォーキング大会などの健康づくり、小坂くらし館の設置とか、あと、これは必ず実施します介護予防のための元気まつりも実施してきております。

今後につきましては、これも先ほど来議論になっております、道の駅の整備をする、それから、歴史まちづくり計画の具現化を図る。これらが正に、今後の魅力の創出のベースだろうと思っております。先を見据えながら、今ライン引きをやっておるといふところと私自身、認識をいたしておるところでございます。

それから、これもご承知のように、現在検討しております地方創生総合戦略・人口ビジョンの策定等々、より具体的に、有識者会議まで設置しまして、具体的な検討をしておるということございまして、こういったものを踏まえながら、今後、人口減少とか、あるいは少子高齢化対策、非常に最重要課題でございますので、それらに

鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 町で取り組んでいる人口減少対策について全部わかりましたが、これはどの町でも、大変な事態になっていることは確かです。ただ、私、この国見に住んでいて、特に国見町は大型プロジェクトを次々行っております。役場庁舎、そして今度は道の駅。やはり国見の特色を生かした、4号線が走っている、サービスエリアがある、インターチェンジがあると。また、町の中に東北本線の駅が2つあるなんてどこにもないと思うので、そういうものを最大限に生かして、国見町がこれほどすばらしいんだと、国見町内だけでなく、対外的にも、町で取り組んでいる国見出身者の集いの中でもいろんな宣伝をされながら、国見の良いところを発信してほしい。そして、今現在進んでいる、国でやっている空き屋対策なども、国の制度として随分補助事業があると思うので、そういうものも活かしながら、是非都市部からの人口の流入を図り、国見に住んでみたいというような国見まちづくりを行っていくために具体的な施策があれば、質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

基本的には、先ほどの魅力のあるまちづくり等々の中で、大体答弁は済んでいるわけですが、空き家対策の問題につきまして答弁をさせていただきたいと思えますけれども、これは国の肝いりで、最近、空き家をどうするのが重要な課題であるということで立ち上がりまして、いろいろと動いております。町としましても、昨年、実態調査をさせていただいたということでございまして、今後につきましては、そのベースができましたので、より具体的に、内容をどうするかという形になるだろうと思っております。

実は、この空き家対策、あるいは空き地の問題もございまして、実は昨日、副町長座長の検討委員会を既に立ち上げております。7月には有識者会議を設けまして、より具体的に、空き家をどうするんだと。単に安全・安心の問題だけでは、私はないと思っておりますから、これをいかに産業振興、地域づくりにどう活かすかということが、今後の国見町に課せられた重要な課題であると認識しておりますので、地域を振興するという観点から、この問題もしっかりと対応してもらいたいと考えております。

具体的にどうするかという議論につきましては、これから有識者会議等々でいろいろ議論されますけれども、民宿を作るとか、よく今言われておりますシェアハウスの設置をするという話とか、いろいろあるかと思えます。更には新規就農、新規創業支援ということで、地域づくり支援員の採用をどうするかという議論ですね。これ、県でいろいろと今動きがありますので、私どももチャレンジして、地域づくり支援員の確保をして、国見町に住んでいただいて、そして、いろいろと対応していただく。そういった方も是非流入していただいて、対応していければと、こんな思いもいたし

ておるところでございます。

いずれにいたしましても、人口減少とか少子高齢対策、非常に難しい問題でありますけれども、今議員お質しの、私の答弁した前段とあわせて、空き家対策なども総合的に調整する中で、今後の国見町の未来に是非つなげるべく、鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、町長から答弁ありましたように、今後、国見町のために住んで良かったと、住みたくなるまちづくりに是非、町で取り組んでもらいたいと思います。

3番目の国見町の観光について質問いたします。

我が町にあります中尊寺ハスが脚光を浴びておりますが、実際、国見町に観光と呼べるようなものが今までなかったわけですが、これはボランティアの方などのおかげで、すばらしいハスが栽培されているなど。そして町でもボランティアの方に援助されております。ただ私も農業委員をやっている時代から、これは農政上の問題で、あそこに施設を作るとというのが規制されていると。

特に観光地としては、せめてトイレは最低限必要なのではないかと私は思っているんですが、農政上では確かに設置は難しくても、行政が入って、特にちょうど今ごろから8月ごろの花の見ごろまで、移動式でもいいから設置されないかどうか、それは行政で取り組まないと、なかなか私はできないと思っております。

どこの観光地に行っても、移動式みたいなトイレが設置されておりますので、規制の中で最低限の整備をして、利用者のための施設を作っていると思うんですが、今後この問題も、町として、国・県まででなくても、簡易トイレくらいは設置できるのかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、歴史まちづくり計画について、この計画は、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と、3大臣連名の認定でございます。この歴史まちづくり計画において、阿津賀志山防塁の保存・活用につきましては、現在も行っております発掘調査を踏まえて、史跡の追加指定を含めた復元整備、更にはアクセス道や駐車場の整備、ガイダンス機能の充実とともに、周辺環境を含めた保存と活用の一体的な整備を推進することとしてございます。

ご質問の中尊寺ハス池のある下二重掘地区は、防塁の遺構が良好に保存されている場所でありまして、中尊寺ハスがあることで、史実と史跡を時代や空間軸の中で理解・体感できる、まれな場所であると認識しているところでございます。議員ご指摘のとおり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域という制約はありますが、さきにも述べましたように、阿津賀志山と防塁、中尊寺ハスを一望できる景観にもすぐれ、歴史を体感する場としてのポテンシャルは相当に高いものと認識をしております。

町といたしましては、県道からのアクセスも含め、駐車場、トイレ、ガイダンス機能を備えた歴史公園として整備できるよう、今年度から専門家を交えて、基本計画策定の事務的な準備を始めることとしてございます。農地法上の制約につきましては、この基本計画の進捗により解決が進むものと理解しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいまは企画課長のいい答弁をもらいましたが、是非これを早急に進めて、トイレの問題を解決できるような方法を模索してもらいたいと思います。

もう一点は、先ほど説明されておりましたが、国見町の防塁を眺める施設の整備を早急に行って、正に国見町は、よその町にない景観を持っていると。美しい景色を持っている、そして、その中に防塁があると。特に国見はモモの里、あの眺めは国見を一望に見る眺めなんですよね。あそこの景観と防塁、二重堀を結びつけて、是非あそこで常に見学できるような施設を整備してほしい。国見を一望にできるのは、阿津賀志山の展望台もあるんですが、実際入ってみると、なかなかあそこに行ってまで上がる人は限られていると。そして、防塁のところは、いま少し整備されれば、車が自由に出入りできると。そういう国見町の特徴を生かしたまちづくり、そして、やはりよそに誇れるような景観を持った観光施設、ハスのところに1万人から2万人呼べるなというのは、いまだかつて国見としては、私はないのではないかと思います。それ以上に国見の景観で、あの二重堀、サービスエリアの下から見る眺めは素晴らしいわけです。

その景観を生かしたまちづくりも、是非これから取り組んでもらえれば、私としてはありがたいと思うんですが、具体的にはこれから町で取り組むと思いますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） 次、7番渡辺勝弘君

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成27年第3回定例会にあたりまして、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

先ほど村上議員からも質問がありましたが、当町における人口減少を食い止め、人口増加を図るために、さまざまな方策があると思いますが、あえて子育て支援による人口増加が考えられるのではないかと思います、質問させていただきます。

まず、保育事業について、他町村に比べて充実しているとは思いますが、育児休業取得者の引き続きの利用はできるのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えします。

第2子以降の出産後の育児休業時における保育所入所は、今年度施行の子ども・子育て支援新制度により、育児休業中であっても一定の条件のもとで、保護者の健康状態やその子どもの発達上、環境の変化が好ましくない町が児童福祉の観点から必要

と認めたとき、引き続き利用することが可能となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 必要と認められた場合は受け入れが可能であるとの回答ではございますが、やはり両親が共働きであり、子ども1人でも大変な状況の中で、その上に乳幼児が入るとなれば、大変な苦労があると思います。その点について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

渡辺議員ご指摘のように、両親が共働きであれば、なおさら育児は大変であると思います。本町では、先ほど答弁させていただきましたように、保護者の状況や子どもの発達上の要因を適切に判断し、利用可能としているところです。また、本町では、地域子育て支援拠点事業を藤田保育所において実施しており、一時預かり事業など、在宅で保育している保護者に対しても支援しているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の回答で、ある程度の内容というか、わかりますけれども、実は、昨日の全国版の報道だったと思うんですけども、やはり第2子目は保育はしないと。その理由としては、子どもは親と生活するのが当たり前で、やはり、一緒にいることが子どもにとっては幸せであると答弁なされた知事がいらっしやいました。確かに私も、子どもは親と生活するのが当たり前ですし、それが一番幸せだということは十分わかります。しかし、生活環境が変わり、今までのおじいちゃん、おばあちゃんとの同居が当たり前ではなくなり、核家族が固定化になっております。

やはり、今までの考え方ではなく、違った考えで進むべきではないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員のお質しのとおり、子どもは親と生活することは大切であります。したがって、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識になるわけでございます。しかしながら、ご指摘のとおり、さまざまな状況の変化があることも確かでございます。ですから、先ほど来答弁させていただいておりますが、本町におきましては子育て支援新制度のもとで、待機児童ゼロを維持するなど、保育の充実を図っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、受け入れ体制であります。

保育所というか、保育所の中の保育者の人数も適正な人数だとは思いますが、やはり今後、その子どもたちが育児休業中も今までのとおりに保育できるようになっ

た場合には、今までどおりな保育ができるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

保育所の途中入所の児童が増えた場合の対応についてですが、当初、年齢別の申し込み状況や途中入所の見込み状況、また、定員に対しての保育士の必要数を把握しまして対応しているところです。随時、嘱託の保育士を募集しまして、待機児童を発生させないよう努めているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今の状態であれば待機児童もなく、それに合わせて受け入れ体制もしっかり整っているし、その後も、何があってもやっていけると理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、待機児童を発生させない体制を整えるところであり、保育の利用増にも対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、次の質問に移らせていただきます。

先ほども申しましたように、他町のように、こちらは民間施設がない上に、今までありました季節保育所も閉鎖しました。やはり、現在最後の受け皿ということで、行政の受け入れ体制を整えるべきだと思いますけれども、その点につきましてはいかが考えているか、お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

本町では、国見小学校等適正配置検討委員会による検討の結果、平成25年度には幼稚園、それから保育所を統合しました。少子化が進む状況のもとで、適正な保育のあり方を検討し、ゼロ歳から2歳児までを藤田保育所、3歳から5歳児までをくにみ幼稚園、そこでの保育・教育という、国見町としての制度を確立したところでございます。

議員ご指摘のように、本町では民間の保育施設がありませんので、藤田保育所及びくにみ幼稚園において、引き続き待機児童ゼロを維持しながら、質の高い保育を提供していくよう努めてまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今までの質問の中で、やはり町民からの意見というものは、保育料が高いとか言っているのではなく、やはり保育していただけたらいいところがあれば、第

1子を作り、更に第2、第3子を作るのではないかと。やはり、今までの状態ではなく、少しでも受け入れ体制を整えていただければ、そこに人口増加の糸口ができるのではないかと私も考えておりますので、その点につきましては、いかが考えておられるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたが、本町ではゼロ歳児から保育所で受け入れ、待機児童ゼロの体制で進めております。また、新たに策定した国見町子ども・子育て支援事業計画におきましても、町全体で子どもと子育て中の親さんを見守り、手を差し伸べることができるような環境を作り、子育て支援を実施しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、保育環境の充実が人口増加の糸口である、そういう認識のもとに、なお一層支援を充実させていきたいと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり、今までみたいに、いろんな施設がありましたのが1つになり、どうしても入る場所が1カ所に決まってしまうという中で、選べない部分もあります。ですから、その場合でも、やはり民間の施設を呼ぶのではなく、現在ある施設の満足度を上げてやる。それによって、やはり今後の子育て支援をどのように展開していくのか、そこをお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

平成26年4月に、先ほどもお話しさせていただきましたが、子どもが健やかに生き生きと育っていくことができ、町民が安心して子どもを産み育てることができる国見町の実現を図るため、国見町子ども・子育て支援推進協議会を設置しまして、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、国見町子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定したところでございます。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識ではありますけれども、町全体で子どもと子育て中の親を見守り、手を差し伸べることができる環境を作る、「地域とともに 子どもが健やかに育つ 子育てにやさしいまち 国見」を本計画の中での基本理念として、子育て支援を実施しているところでございます。

先ほども申しましたが、本町では25年度の幼稚園・保育所の統合により、ゼロ歳から2歳児は藤田保育所、3歳から5歳児をくにみ幼稚園、そういう保育する国見町ならではの制度を作り上げたところでございます。

今までと同様、待機児童ゼロを維持しながら、質の高い保育に努めてきたところでございますし、今後も子育て世代の生活の実態、それから意向を把握して、国見町子ども・子育て支援推進協議会にはかりながら、適切なサービス提供をしていきたいと

思っております。子育て家庭への支援に、今後も一層努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいまの教育長の答弁で、ある程度のことはわかりました。

やはり、全ての仕組みを変えることを望んでいるものではなく、できることはやっていただきたいし、できないことがあれば、何ができないのかを検証して実行していただき、1つでもやっていただくことで、更なる子育ての支援を展開していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、福祉施設の充実について質問させていただきます。

現在、国見の里をはじめ、待望の福祉施設ができましたが、当町においては今の福祉施設で十分なのでしょうか。その点について、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

介護保険制度におけます介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームにつきまして、町内には、平成25年9月に開所いたしました国見の里1カ所となっております。特養入所者全体の状況を申し上げますと、4月の入所者は79名となっております。その内訳としまして、国見の里に26名、桑折町にある施設2施設、あつかし荘、コクーンになりますが、合わせて18名、伊達市内の5施設に27名、その他、福島市や県外施設3施設に8名、以上のような入所者の状況になってございます。

これに対しまして、入所を希望されている方、いわゆる待機者の状況でございますが、4月1日現在で55名となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） これで、今の事業体では十分であることはないとは思いますが、やはり今後も、高齢化社会においては、安心だとは思っておりません。やっと待望の老人ホームができましたが、当町においては、まだまだ足りない状況だと思っております。

そこで質問です。介護保険法の改正により、施設に入れない介護待機者が増えるのではないかと懸念されますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

介護保険法の改正によりまして、ことし4月から、特別養護老人ホームへは原則として、要介護3以上の方のみが入所できることになってございます。ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情により、在宅等での生活が困難な方、例えば認知症や知的障害などで頻繁に生活に支障を来す方や深刻な虐待が疑われる方、更にひとり暮らしなど、家族の支援が期待できず、介護サービスの供給も不十分な方などにつきましては、特例的に入所できることになっております。

この介護保険法改正の背景は、在宅で介護を受けている重度の入所者が多数おりまして、そのような方が優先的に入所できるように見直されたものでございますので、待機者が増えることにはならないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁でありますと、やはり特例があれば入所できるが、一般的には要介護1・2の方は入所、施設に入ることができないと考えております。そうならば、1・2の方は自宅介護となります。介護待機者が減るのではないかと計算上は考えておりますが、実際に増えることしか考えられないのではないかと考えております。

そのような待機者を減少させるための方策があるのか。そして、施設に入れず、先ほども申しましたが、自宅待機者の家族の負担増ははかり知れません。このような問題は、日本全国で共有されるべきだとは思いますが、この国見町独自の対策案があればお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、施設入所を希望しても、誰でもすぐに入れる状況ではないため、待機者は在宅でサービスを組み合わせられて利用されている方が多くいるのが現状でございます。今回の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの構築が柱の1つになっておりまして、これは、重度な要介護状態になっても、住みなれた自宅や地域で最後まで生活できるよう、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供されるものであります。国見町におきましても、地域の資源であります病院や施設、人材など生かしまして、この仕組みを早急に作り上げていくことが必要になっておるところでございます。

また、待機者を減らすためには、要介護状態にならないように、介護予防に力を入れる必要があります。そのためには、高齢者になる前から健康づくりや生きがいを啓発する、あす4日に開催します介護予防フェスタ、くにも元気まつりなども、この啓発の取り組みとなりますが、それらとともに、高齢者が活躍する場の提供や居場所づくりが必要となってきますので、町だけでなく事業所や団体とも引き続き連携してまいりたいと考えてございます。

更に、要支援の方に対しましても、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組む予定をしているところでございます。

また、待機者の減少に向けまして、施設面におきましては、昨年度策定いたしました第6期国見町介護保険事業計画の中で、地域密着型の認知症対応グループホームや、定員29名以下の特別養護老人ホームの整備を盛り込んだところでございまして、これら施設整備を進めたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり福祉施設が足りないというのはわかりますし、それに合わせた事業の展開ということも十分わかっております。その上で、既存の建物を福祉施設に改造するなどは考えつくんですけれども、これは現実には、そう簡単にできるものではないと考えております。

そこで、民間の施設などを積極的に誘致して、このような状況を早目に打開するべきであり、高齢者に優しいまちづくりを町長を含めて唱えておりますけれども、今後どのように展開していくのか、町長にお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まず、民間施設の導入についてでございますけれども、今、課長答弁のとおりでございますが、昨年度策定しました第6期の国見町介護保険事業計画におきまして、施設サービスとして、地域密着型の認知症対応グループホーム定員18名1カ所、それから、定員29名以下の特別養護老人ホーム1カ所を整備しまして、平成29年度開業する計画を盛り込んでおります。この施設の整備にあたりましては、この事業を行いたい、正に今ご指摘の民間の社会福祉法人等を、この夏までに公募により募集を始めたいと考えております。

なお、地域密着型とは、原則、施設所在の市町村の住民のみが利用できる施設ということでございまして、待機者が結構いらっしゃるということでございますので、早急にこの手続を進めてまいりたいと考えております。

それから、後段の高齢者へ優しいまちづくりについてでございますけれども、議員ご承知のように、これまでも町独自にいきいきサロンや生きがいデイサービスの実施、寿クラブへの支援、ウォーキング大会等の健康づくり、更にはスポーツ・文化活動の推進等、さまざまな施策の展開を図ってきております。更に今年度でございますが、新規に、あす4日には、先ほどこれも課長が申し上げたとおりでございますが、介護予防を目的としました元気まつりを実施するほか、小坂くらし館を設置しまして、健康づくりなどをやっております。

今後につきましては、これらの既存事業を効果的にまず実施をするということ。介護とか要支援にいかないように、いかに元気でいて、それがどうつながるかがまず一番、私は重要だと思っているんですよ。やっぱり介護になってしまうと、これは皆さん大変ですよ。お互い大変ですから、なるべく元気でいようよ。元気のためにどうするんだという元気づくりをベースとして、私はしっかりやらなくてはならない。先ほど申しましたスポーツとか、文化活動とかをしっかりやって、なるべく元気、元気、元気をなるべくつなげられるように、是非してまいりたいというのがまず1つでございます。

それから、もう一つは、やはりどうしても高齢化になってしまいますと、少しずつ要支援とか、あるいは要介護に近くなっていきます。そのときに、なるべく早目に行かない、なるべく遅く行くように、どのようにしていくんだという話が、先ほど課長が申しあげました地域包括ケアの話なんですね。

正に藤田病院、国見町にあるんですね。藤田病院で昨年度から、地域包括ケア病棟40床を作っております。ですから、もう既に先駆的に国見町は始めています。これは私も、いろいろと病院長と話ししまして、とにかくケア病棟を作ろうよと、先駆的にいこうよということで作りました。地域包括ケアセンターも独立させました。

あと、町も当然それに関与するというので、大きく三者一体、それから施設ですね、そういったことも一緒に入ってもらって、地域包括ケアをしっかりとやっていくと。個別、具体的に地域包括ケア会議を開いて、それからワーキングを開いて、個別具体的に、その方に対してどういうケアがいいのかをしっかりとやっていく。そのことによって、私は、少しでも遅く遅く要支援に移行する形になっていくのかなと思っていますので、そこも藤田病院を核に、町も十分関与しながら、是非ここはしっかりと対応してまいりたいと思っています。

それと、最後は介護ですよ。介護にいつてしまったらどうするんだという議論も当然あります。それが、先ほど前段で申し上げました、47床プラスで作ります。そこでなるべく、待機者の方をそこでフォローしていくことが1つ、まずあるんだろうと思いますね。それから、周りにも施設いっぱいありますので、それは社会福祉協議会等々で、ケアマネジャーがおりまして、そのケアマネジャーさんがいろいろと各施設との連携をとっていますから、何かあったときはそこに入所できるような体制もとってございますので、介護にいくためのフォローもしっかり、やっぱりやらざるを得ない、やるしかない、やっていくことが非常に大切かなと思っています。

私はこの3点を、やっぱり包括的にどうやっていくのが非常に重要だと思っています。元気である、要支援にいかない、そしてなった場合はどうするんだという、この3点をいかに延ばすのか。このことが、今後の私どもの国見町の超高齢社会の重要な課題だと思っていますので、その辺で、なるべく効果的な施策が展開できるように保健部局とも十分連携しながら、藤田病院とも十分連携しながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいまの町長の答弁にありますように、私もやはり、高齢者の方々、元気な高齢者に多くいていただきたい。そして、高齢者が元気になっていただければ、それによって、万が一要支援にいった場合、その次に、その介護に合わせた受け入れ体制ができているという、すばらしい回答をいただきまして、大変安心をしております。

しかし、今現実に、今後そのものを利用する、あるいはそこに入りたいという方もいらっしゃることも間違いありませんので、先ほど言った、町長の言われた29年に向けてやることに關しては、町民に大いにアピールをしていただいて、この町はこういうすばらしい町で、こういうふうに動いているというように、町民の方が動きを注目しておりますので、よろしくお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 最後に、11番浅野富男君。

(1 1 番浅野富男君 登壇)

1 1 番 (浅野富男君) 第 2 7 回第 3 回議会定例会にあたりまして、通告順に従って質問してまいります。

まず最初、小中一貫校についてであります。

幼児教育適正配置計画のもとで、幼稚園と小学校は平成 2 3 年度、そして 2 4 年度にかけて、それぞれ 1 つとなりました。これによりまして、本町では幼小中とも単独施設による教育が行われることとなりました。近年になりまして、小中一貫校教育という教育方針が提起されるようになっております。中央教育審議会初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会の答申に沿った形で進められているものと思っております。

この答申のもとでは、2 種類の制度構想が提起されております。

第 1 型として、1 人の校長のもとで 1 つの教育集団が一貫した教育課程を編成・実施する単一の学校である小中一貫教育であります。

第 2 型は、組織上独立した小学校及び中学校が第 1 型の制度に準じた形で一貫教育を施す場合も制度上明確に位置づけ、同様の教育課程の特例を認めるというものであります。

この小中一貫教育制度を進めるにあたっての共通する要件といたしましては、1 つには 9 年間の教育目標の明確化、そして、2 つ目には、当該教育目標に即した教科等ごとの 9 年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施が挙げられることとなります。

このような方針を本町で導入しなければならない理由とは、どのようなものなのでしょうか。

議長 (東海林一樹君) 教育長。

教育長 (岡崎忠昭君) 1 1 番浅野富男議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本町における一貫教育の推進について述べさせていただきます。

浅野議員ご指摘のように、本町では、国見町小学校等適正配置検討委員会による検討を経て、2 4 年度に国見小学校開校、2 5 年度にくにみ幼稚園及び藤田保育所として統合しました。保育所、幼稚園、小学校、中学校が、それぞれ 1 つの町になったわけでございます。そのことを生かして、保育所から中学校まで見通しを持ち、地域ぐるみで一貫した教育を推進することで、心豊かなたくましい子どもを育てようと、そういう国見町ならではの教育をスタートさせたものでございます。

2 5 年度に、地域の方々にも検討委員として入っていただきまして、国見の教育ビジョンを策定させていただきました。その国見の教育ビジョンで、大きな 2 つの柱が示されております。

1 つは、国見の子どもを地域ぐるみで育てるということで、現在、コミュニティ・スクール制度として進めているところでございます。

2 つ目が、保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携を更に密にして、誇りを持って、自己肯定感の高い国見の子どもを育てるということで、保幼小中一貫教育を推進し、目指す子ども像等を共有しながら進めているところでございます。

具体的には、中学生による幼稚園訪問とか、幼小中の教員による授業研究会とか、

更には昨年度実施させていただきました、幼小中の児童生徒が一堂に会してビッグアートを作成するなど、交流事業を実施してまいったところでございます。これらの事業を通して、心豊かな児童・生徒に成長してほしいと思っているところでございます。

したがいまして、議員ご指摘の26年末の中教審答申を受けて、来年4月から施行されることになった、設置者の判断で設置できることになった小中一貫校、義務教育学校でございますが、その趣旨とは、スタートから若干違うもので進めているものでございます。

本町では本当に、保育所、幼稚園、小学校、中学校と1つになりましたものですから、12年間というよりは15年間でしょうか、そういう一貫した形で、教職員も一体となって、それから地域の方々とも一体となって、目指す子ども像を共有しながら、国見型の連携一貫教育を進めてまいりたいと思っているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 中教審の方針とは違うという答弁でありましたけれども、心配されるのは、中教審の答弁の中では、企業が求める人材育成に偏った教育方針の指摘もある中で、全ての子どもたちに教育の平等な機会が与えられなければならないのが教育基本方針であると考えております。

このことについては、どのように担保されるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

義務教育は本当に基礎教育でありますので、全国どこでも同じ水準で、そういう教育を受けられることが必要であります。したがいまして、教育基本法、学校教育法、更には学習指導要領等に基づいて実施しております。

本町で進めております幼小中一貫教育の推進にあたりましても、当然のことながら全国的な教育水準を維持しながら、教育の機会均等を担保しながら進めていくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 本町では、小学校、中学校単独の学校という、組織上独立した制度のもとで、この小中一貫校の方針がとられております。この方針の教育的効果については、どのような形で検証をしていくのか質問いたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

本町における幼少中一貫教育の主たる目的としましては、地域一体での一貫教育の推進、生徒指導にかかわることや学力の向上など、心豊かな児童・生徒の育成、そして、教職員の指導力の向上等であります。したがいまして、例えば地域学習の進捗状況でありますとか、不登校生徒の出現率でありますとか、学力調査、それから、各学校で毎年実施しております学校評価等により、児童・生徒、更には教職員も含めまし

て、情意面も含めた効果を検証することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） コミュニティ・スクールを進められていると思いますけれども、このコミュニティ・スクールは、子どもを中心に据えた、保護者や住民によるあるべき学校参加、そして学校自治の実現であり、是非進めなければならないと思っております。将来の地域の担い手ともなる子どもたちについて、本町では幼稚園、そして小学校、中学校を1つの学園という概念によりまして、学校運営協議会を組織し、地域の教育力を積極的に学校に取り入れることを行っています。

このことと一貫教育とは、どのように関連するのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

浅野議員ご指摘のとおり、コミュニティ・スクール制度は子どもたちを中心に据えて、保護者、地域住民が学校運営に参画する制度でございます。本町では幼稚園、実際には保育所も含めておるんですが、子どもたちの12年間を見据えた教育や環境づくりが大切と考えております。したがって、学校運営協議会も、子どもたちの12年間を見据えた教育を実現するために、幼小中を1つの学園という概念で進めているところでございます。

一貫教育との関連はということですが、現在進めております幼小中一貫教育と、保育所から含めた15年間を地域で見守っていこうというコミュニティ・スクールの制度は、国見町の子どもの学びにとっては、密接で切り離せないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 子どもの教育は学問だけではなく、体の成長、そして思考の成長も視野に入れなければならないと思っております。発達心理学という視点がありまして、この視点からすると、やればできるといった自己有能感が育つ時期でもあります。1つの個体、すなわち独立した1人の人間として成長していく時期でもあります。

これらのことに関しては、一貫校と非一貫校との間では差がありまして、一貫校のほうが成長が劣るという調査結果もあります。成長期は学問だけではなく、社会を構成する一員となるための教育でもあります。一貫校を進めることにおいて、影響が生じることはないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、教育は知識だけではなくて、体の健全な成長、心の成長を図ることが大切で、知・徳・体のバランスのとれた教育を進める必要があります。また、社会の担い手としての準備教育という面もあります。

本町で進めております幼小中一貫教育は、幼小中教員が12年間の教育活動を理解

した上で、見通しを持って指導にあたることを目指しております。12年間の系統性、連続性を大切にして、連携一貫教育を進めるものでございます。議員ご指摘の自己有用感等につきましても、段階に応じた達成感、それから充実感を味わえるような活動を、共通理解のもとに実施していくものであります。そういう経験を通じて、達成感を味わえるものだと思っております。

したがって、議員ご懸念のような影響は、本町で進めております一貫教育の中では生じないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この問題に関して最後になりますけれども、今後、児童・生徒が少なくなることが予想されます。一貫教育を進めることで、小学校、中学校は単独校として存続されることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

現在、小中一貫校としての義務教育学校への制度的な移行等については、計画は全くありません。このまま幼稚園は幼稚園、小学校は小学校、中学校は中学校として、単独校として存続していくことになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、次の質問にまいりたいと思います。

公共施設の除染汚泥についてお尋ねします。

放射能の影響がありまして、除染作業は住宅の除染に先駆けて、公共施設の除染がこれまで行われてきました。公共施設を除染した際に出ました除染汚泥は、敷地内にとめ置かれ、埋設や野積みの状態で残っております。公共施設から出た除染汚泥は、今後どのように処理されていくのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

公共施設の除染土壌等の処理についてでございますけれども、公共施設の除染につきましては、平成23年度から、学校や幼稚園、各地区の中央集会施設、遊具が設置してある公園や子どもの遊び場など、子どもたちの生活空間を優先的に実施してまいりまして、私が就任してからも、まずはベースとして、とにかく子どもさんたちをベースにやるということで、積極的に実施をしてまいりまして、トータルで50カ所程度の施設があるところでございます。

お質しの除染で発生した除去土壌等につきましては、当時仮置き場が確保できていなかった状況でございましたので、各施設の管理者と協議をしまして、除染した敷地内にとりあえず、なるべく地下ということで、現場保管をさせていただきます。基本的には現場保管ということで、しかも、なるべく地下埋設ということを前提にやっております。ただ、上野台運動公園の部分だけが若干、今、野積みになっているという

状況でございます。

基本的には、その部分については、国が設置します中間貯蔵施設、これに直接搬入するというので、計画を作りまして、国との調整を行っておりました。ただ、議員ご承知のとおり、中間貯蔵施設がまだまだであると。恐らくはこれから、まだ用地買収もままならない状況でございますから、恐らくは、あと数年はかかるのかなと思っております。なかなか見通しが立たない状況でございます。

ただ、私も折あるごとに、国にはなるべく早急にと申し上げておまして、当町の議員としていらっしゃいます八島前議長ともども同席しまして、私もとにかく、何年以内に搬出するんだと言ったら、浜田副大臣から、3年以内になるべく頑張ってもらいますという答弁はいただいております。

そういう答弁もいただいておりますから、当然、埋設しておけば中間に運べるという想定のもとに、そういう対応をさせていただいたということでございまして、これは国見町のみではございません。郡山市はじめ、ほとんどの市町村は、公共施設については当初、地下埋設でやられてございます。

それで、今後でございますけれども、50カ所ございますので、この前説明ありましたように、中間貯蔵施設のパイロット輸送ですか、モデル的に若干だけやりましようという、どんどん5年たってしまうということで、国でもやっぱりやらざるを得ないと、ちょっと試行にやってみようという話だったろうと思うので、そのパイロット輸送がありますので、そこには是非入れてくれと。少なくとも国見小あたりのものを是非運んでくれという調整は、実は今行っておりますので、まずその辺が1つあるんだらうなと思っております。

それから、これから恐らくは長い時間かかるとなれば、現在町で設置している仮置き場がありますよね。その仮置き場に、仮的に運び込めないのか、これも検討してまいりたいと思っております。ただ、議員ご承知のように、その仮置き場は地区型で作りました。地区の皆様の除染、いわゆる住宅除染、道路除染、これを最優先に入れましようということで作った施設でございますから、それを最初にやります。それでキャパがあいた場合、そこに入れ込むことも含めて、現在検討させていただいております。

それから、上野台の問題ですね。これは私もいろいろオーダーを受けていたもので、上野台運動公園の野積みの部分については、囲いをこれからして、仮置き場と全く同じ囲いをして、安全・安心を担保いたします。ということをお早急に、来月早々にでもやろうということで、今、関係部局と調整しておりますので、その部分については、しっかりと仮置き場と同じようなスタイルで安全・安心を担保するととりあえずはさせていただきたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、中間になかなか運び込めないのも、町としてできること、これはやっぱり、仮置き場に持って行く等々がやっぱり一番ベターな手法かなと思っております。その辺を今後十分調整しながら、これは地元の皆様と調整しないとできないことでございますので、地元の方部会の皆様方と十分調整をしながら、今後そうい

った対応をしてみたいと、議員お質しの内容については、なるべくソフトランディングできるような対応を是非行ってもらいたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 仮置き場ができて、簡単に運べるものかなと考えておりましたが、話をしたらそうではなかったということで、この質問になったわけでありましてけれども、今の答弁の中で1つ心配なことは、いわゆるフレコンバックが埋めてありますね。これは埋めてあるものは、その状態について、確認できない状況にもなっていると思うんですけれども、あと何年かかるかわからないのが現実的なところかなと思いますので、こういったことの点検については、どのような考え方になっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

除染で発生した除去土壌等を入れるフレコンバックにつきましては、5年程度の保管後も容器として機能を保持し、かつ、重機等による収集、運搬作業にも耐え得るもの、防水性のあるものを使用しております。

確かに議員お質しのように、埋設している部分につきましては、現時点では確認してございませんが、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、今年度、パイロット輸送により、国見小学校を対象として、一部輸送、搬出することになってございますので、その際にどういう状態になっているか確認したいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 基本的にこの問題、町の仕事ではないといたら変ですけども、責任のある仕事として進められるものではなく、やはりこれの大もとにあるのは、東京電力になると思いますが、引き続きこうした問題を早急に解決できるよう、今までどおり働きかけなんかも、町として十分にやっていただくことを希望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

議長（東海林一樹君） これで、一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長。

町長（太田久雄君） 平成27年第3回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、

全議案について原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見等を十分踏まえまして、町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄ご自愛の上、今後とも復興と町政進展、町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成27年第3回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時19分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年7月3日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 臨時議長 八 島 博 正

同 署名議員 松 浦 和 子

同 署名議員 村 上 一